

# 金額・株数指定取引説明書 (愛称：キンカブ)

2014年12月版



SMBC日興証券

当社の商号：SMBC日興証券株式会社

(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号)

当社の加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## 〔目 次〕

はじめに	1
<b>第1章 金額・株数指定取引のご案内</b>	<b>3</b>
1. 金額・株数指定取引の概要	3
<b>第2章 有価証券の取扱い</b>	<b>9</b>
1. 金株口座における有価証券の取扱い	9
2. 有価証券の受渡方法	11
3. 単元株振替	12
4. 自動振替	15
5. 自動スイング機能を「ON」とした場合の取扱い	16
6. 単元株振替停止期間	18
7. 単元株振替および自動振替にかかる免責事項	18
8. 権利処理	18
9. 取引対象銘柄からの除外にかかる処理について	21
<b>第3章 売買方法</b>	<b>23</b>
1. 売買発注にかかる取決め	23
2. 注文の受付時間と約定確認	29
3. 取引対象銘柄	31
4. VWAPギャランティ取引	32
5. 約定金額の算出例	34
6. 約定を不成立とする場合	36
7. VWAPギャランティ取引にかかるリスクおよび留意事項	37
<b>第4章 定期定額売買</b>	<b>38</b>
1. 定期定額売買の利用条件	38
2. 定期定額売買の申込み方法	39
3. 定期定額売買の設定にかかる適用	43
4. 定期定額売買の設定の変更または削除	45
5. 定期定額売買の発注形態	45
6. 定期定額売買の取引制限等にかかる同意事項	46
<b>第5章 金額・株数指定取引におけるリスク</b>	<b>49</b>
1. 価格変動リスク	49
2. 取引停止リスク	50
3. 有価証券の取扱いに関するリスク	50
4. 売買取引に関するリスク	51
5. 内部者取引規制および禁止行為に関するリスク	52
6. 単元株振替および自動振替にかかる免責事項	52

## はじめに

金額・株数指定取引は、金融商品取引所に上場する有価証券を対象に行う取引です。本取引を行う前に、必ず「上場有価証券等書面」を十分にお読みいただきますようお願いいたします。また、本説明書、「証券取引約款」その他関連規程の内容を十分にご理解いただき、お客様ご自身の判断と責任においてご利用いただきますようお願いいたします。

### 手数料など諸費用について

- 金額・株数指定取引は、約定代金と別枠での手数料を徴収しない方式で行う取引です。

### 金額・株数指定取引にあたってのリスクについて

- 金額・株数指定取引の取引対象となる有価証券の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況を含む。）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）があります。
- 金額・株数指定取引は、当社が取引の相手方となる相対取引です。よって、相対取引を行う金融商品取引業者は当社に限られます。当社が本取引を終了した場合や、当社が倒産、または、金融商品取引業を廃業した場合には、本取引を継続できなくなるおそれがあります。
- 金額・株数指定取引では、有価証券の取扱い（名義・合算・振替・権利処理等）や受渡方法について一般的な株式等の取扱いに比べ制約を受けます。また、金額・株数指定取引は、端数株を取扱うことなどから、通常の株主等の権利（自益権、共益権）の行使に制約がかかります。
- 金融商品取引所や日本証券業協会等による売買規制や当社の売買管理上の理由などから、一定の期間に、一定の取引対象銘柄の売買が行えなくなるおそれがあります。
- 取引対象銘柄の条件に合致しない事由が発生した場合は、約款に定める「取引対象銘柄でなくなった有価証券を保有される場合の処理」に基づき、1株（口）未満の残高は当社が買取ります。当該銘柄は、金融商品取引所で通常に取り扱われている場合でも本取引を継続できません。

### 「NISA口座」のご利用にあたっての留意事項

- 「NISA口座」の損失は、「NISA」以外（一般口座や特定口座）で保有する有価証券の売買益や配当金等との損益通算はできず、その損失の繰越控除もできません。
- 「NISA口座」で保有している有価証券を、一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。また、年間100万円までの非課税枠の内、未使用分を翌年以降に繰り越すこともできません。
- 「金株口座」において「NISA口座」で保有している上場株式等の配当金は非課税扱いとなります。ただし、「金株口座」内でお持ちの株数が単元株数を満たし、権利確定日までに「保護預り口座」への振替を行った場合について、配当金を非課税にするためには株式数比例配分方式のお申し込みが必要となります。
- 「金株口座」内においては、「NISA口座」で複数年の非課税管理勘定にわたり取得した有価証券持分等の「合算」はできません。
- 「金株口座」内においては、「NISA口座」の1株（1口）未満の有価証券持分等を他の年分の非課税管理勘定へ移管することはできません。

### その他留意事項

- お取扱店を通じて本取引を行う場合は一部機能に制約がございます。本取引におけるすべての機能を利用したい場合は、日興イーリートレードを通じて行ってください。総合コースのお客様で日興イーリートレードをお申し込みされていない方は、別途ご利用申し込みが必要となります。
- 金額・株数指定取引では、当社のやむをえない事情により注文を制限したり、場合によってはお断りすることがあります。

## 第1章 金額・株数指定取引のご案内

### 1. 金額・株数指定取引の概要

金額・株数指定取引とは、

- 国内の金融商品取引所に上場する当社が定める取引対象銘柄\*について、
- 金額または株数\*を指定して、
- VWAP\*を基準に算出される約定価格で
- お客様と当社との間で行う取引所金融商品市場外での相対取引（以下「取引所外取引」といいます。）です。

金額指定取引なら1万円以上1千円単位で、株数指定取引なら小数点第5位までの株数（1万円以上）を指定して、株式の注文が可能です。

※ 取引対象銘柄については、第3章の「3. 取引対象銘柄」をご覧ください。

※ 本説明書では、「数量」にかかる表現について、上場投資信託（ETF）等も含め「株数」と表記する場合があります。また、「有価証券」にかかる表現について、受益証券も含め「株式」と表記する場合があります。

※ 「VWAP」とは、「Volume Weighted Average Price（売買高加重平均価格）」の略称で、一定の取引時間帯（前場・後場・終日等）において金融商品取引所で成立した売買についてその価格毎の売買高に基づき加重平均した価格のことをいいます。

金額・株数指定取引の特徴は、（1）VWAPギャランティ取引の採用、（2）金額ベース株式売買システムの採用です。

#### （1）VWAPギャランティ取引の採用

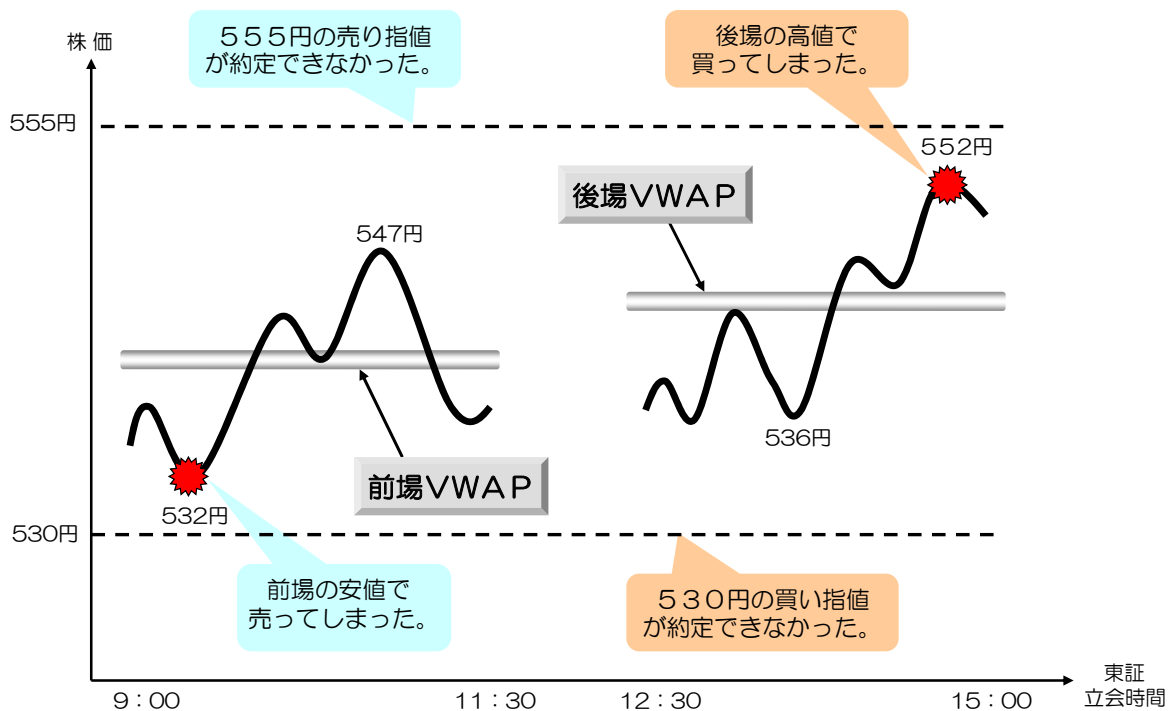
金額・株数指定取引における有価証券の売買取引は、取引所金融商品市場における取引実態に近い平均的な売買価格を示すベンチマークとして利用されているVWAPを基準に行います。

通常、お客様が金融商品取引所に株式の注文を発注する場合は、「成行」もしくは「指値」で発注しますが、「成行」の場合は金融商品取引所での値動きや板状況によって、約定価格がお客様の予想と大きく乖離するリスクがあります。一方、「指値」の場合は、売買が成立しないリスクがあります。

これに対して、金額・株数指定取引にかかる売買についてはVWAPを基準に算出した約定価格を用いて、当社が相手方となってお客様との売買を成立させるため、約定価格が予想外に変動するリスクや売買が成立しないリスクを軽減することができます。

ただし、VWAPの対象となる銘柄の当日の値動きの状況によっては、単純に始値や終値と比較した場合に必ずしも有利な価格となるわけではありません。その他、VWAPギャランティ取引にかかるリスク等につきましては、第3章の「7. VWAPギャランティ取引にかかるリスクおよび留意事項」をご覧ください。

### 〔株価の推移とVWAPのイメージ〕



金額・株数指定取引は、約定金額と別枠の委託手数料はいただかない代わりに、実質的なコストとしてこのVWAPを基準とし、「スプレッド（売買価格の差）※」を加減して調整された約定価格で売買を行う取引です。

※ スプレッドについては、第3章の「4. VWAPギャランティ取引、(3) スプレッド（調整率）」をご覧ください。

#### (2) 金額ベース株式売買システムの採用

通常の金融商品取引所における株式の売買取引は、金融商品取引所が定める当該株式の最低売買単位（国内株式については、単元株制度を導入している会社の場合は1単元の株式数、それ以外の会社の場合は1株となります。なお、投資信託受益証券については1口となりま

すが、金融商品取引所が特に指定した銘柄の売買単位については、当該金融商品取引所がその都度定める口数となります。) に応じた取引となります。

金額・株数指定取引においては、有価証券の売買取引について、最低売買単位を小数点以下第5位までを取扱うことにより、金額ベースでの発注が可能となりました。従来の金融商品取引所を通じた売買取引では実現が困難であった少額の投資資金による「等金額投資」など(例えば100銘柄に1万円ずつ投資する等)の分散投資が可能となりました。

以下の具体例では、売買単位が100株のA銘柄を3,000円で最低売買単位を「取引所取引」で買付ける場合と「金額・株数指定取引」を利用してA銘柄をVWAP(VWAP約定単価を3,000円とします。)で10万円分買付けた場合について比較しています。



(3) 金額・株数指定取引をご利用できるお客様の範囲

金額・株数指定取引をご利用できるお客様は、以下の条件を満たしたお客様とします。

- ① 当社に有価証券等の取引に関する口座(以下「証券取引口座」といいます。)を開設されているお客様
- ② インターネットを通じて金額・株数指定取引を行う場合は、日興イーリートレードに関する

るサービス（インターネットを通じて当社が提供する証券取引サービスおよび情報サービス）の利用を申込み、当社が承諾したお客様

③ その他、金額・株数指定取引を行うにあたり、当社が適当と認めるお客様

(4) 「NISA口座」における活用法

金額・株数指定取引の金額指定注文は、1万円以上1千円単位で注文が可能のため、NISA（少額投資非課税制度）口座の年間非課税枠100万円を無駄なく利用したい場合に有効にご活用いただけます。

NISA にピッタリ キンカブ活用法

**その1 NISAの非課税枠「100万円」をフル活用!**



株価3,000円の  
A株(1単元:100株)を買うと  
300株で90万円か。  
残り10万円の枠はどうしよう…



**100万円ピッタリ!**

単元に関わらず  
「100万円分」  
お買付できます。



**その2 金額指定で分散投資もできる!**



4銘柄買おうとすると、  
100万円の組み合わせが  
難しいなあ…

銘柄	1単元あたり 投資金額
B株	60万円
C株	10万円
D株	50万円
E株	35万円



**100万円ピッタリ!**

「25万円分」ずつ  
金額を指定して  
お買付できます。



**その3 1単元100万円以上の銘柄も買える!**



株価12,500円のF株を  
1単元(100株)買うと125万円。  
100万円の枠を  
超えてしまうなあ…



**100万円ピッタリ!**

単元に関わらず  
「100万円分」  
お買付できます。





(5) 配当金（収益分配金）や株主優待・議決権の取扱いについて

金額・株数指定取引においてお客様が買付けた有価証券は、お客様と当社およびその他のお客様との共有となり、それぞれ実際の持分の割合に応じた有価証券の持分・共有持分（以下「有価証券持分等」といいます。）を有することになります。

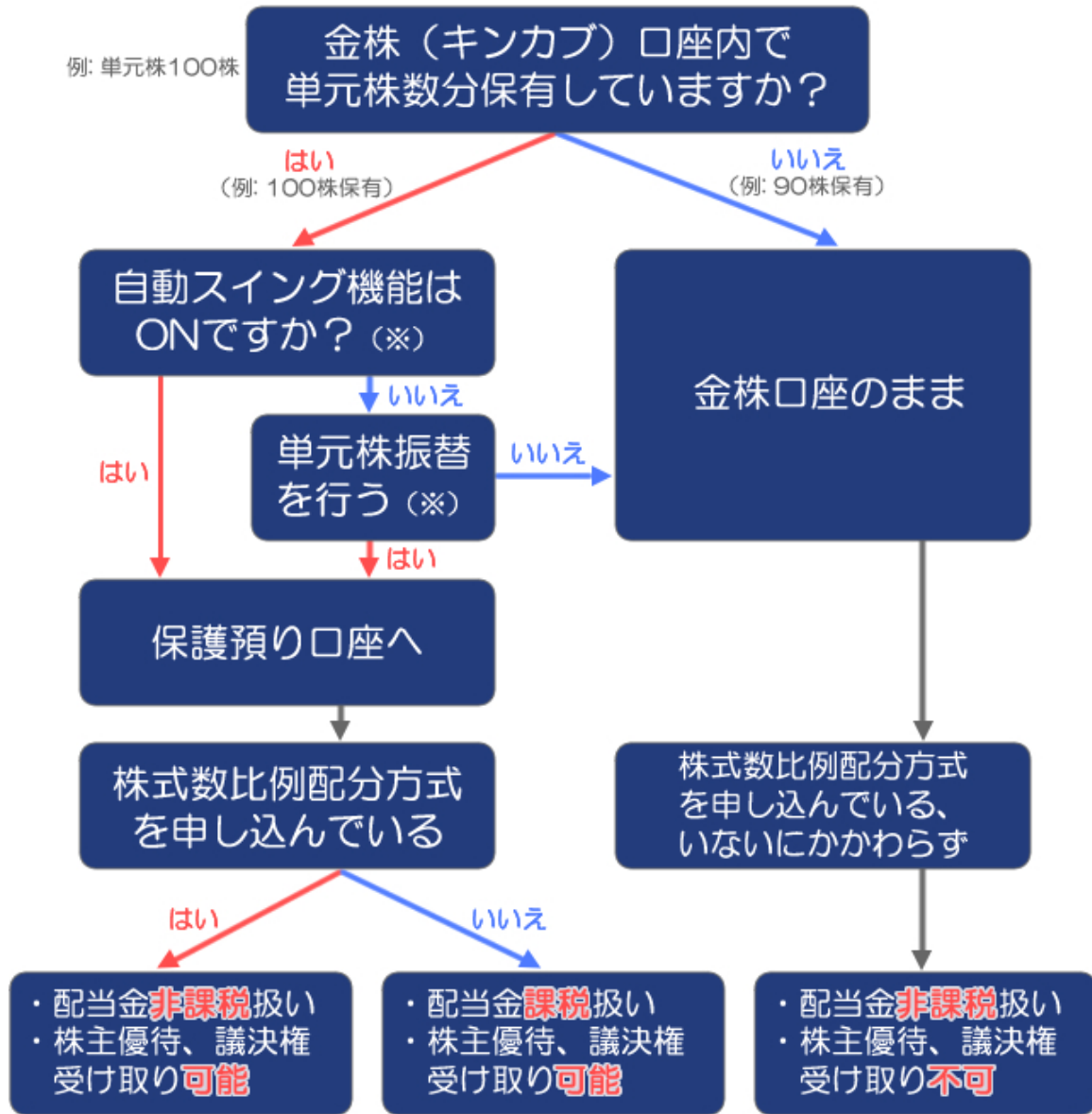
「金額・株数指定取引口座」（以下「金株口座」といいます。）においてお客様が保有している有価証券持分等にかかる配当金または収益分配金（以下「配当金等」といいます。）については、権利確定日におけるお客様の有価証券持分等に応じて、当社が比例按分の上、証券取引口座の「預り金口」に繰り入れます。

「特定口座」、「一般口座」では配当所得に対する源泉徴収税相当額を控除した額（以下「配当落調整額」といいます。）としますが、「NISA口座」では非課税扱いとなります。ただし、「金株口座」内でお持ちの株数が単元株数を満たしており、権利確定日までに振替決済口座や保護預りを行う口座等（以下「保護預り口座」といいます。）への振替を行った場合、非課税扱いとするためには株式数比例配分方式のお申し込みが必要となります。

また、「金株口座」内にある株式等の株主優待・議決権については受け取る事ができませんが、「金株口座」内でお持ちの株数が単元株数を満たしており、権利確定日までに「保護預り口座」への振替を行った場合については、株主優待・議決権を受けとる事が可能となります。

なお、「NISA口座」では複数年分の非課税管理勘定にわたり取得した単元未満株式等が（それぞれを合算すると）単元株式数又は単元口数に達する場合であっても、単元株または単元口に振替することはできませんのでご注意ください。

NISA口座における株主の権利関係の取扱いについて



(※) 自動スイング

株主としての権利確定時期に間に合うように、最低売買単位の整数倍となる有価証券持分等について「金株口座」から「保護預り口座」へ自動的に振替を行う機能（以下「自動スイング」といいます。）。初期設定は「ON」の状態、日興イーリートレードで「OFF」に変更する事も可能です。

(※) 単元株振替

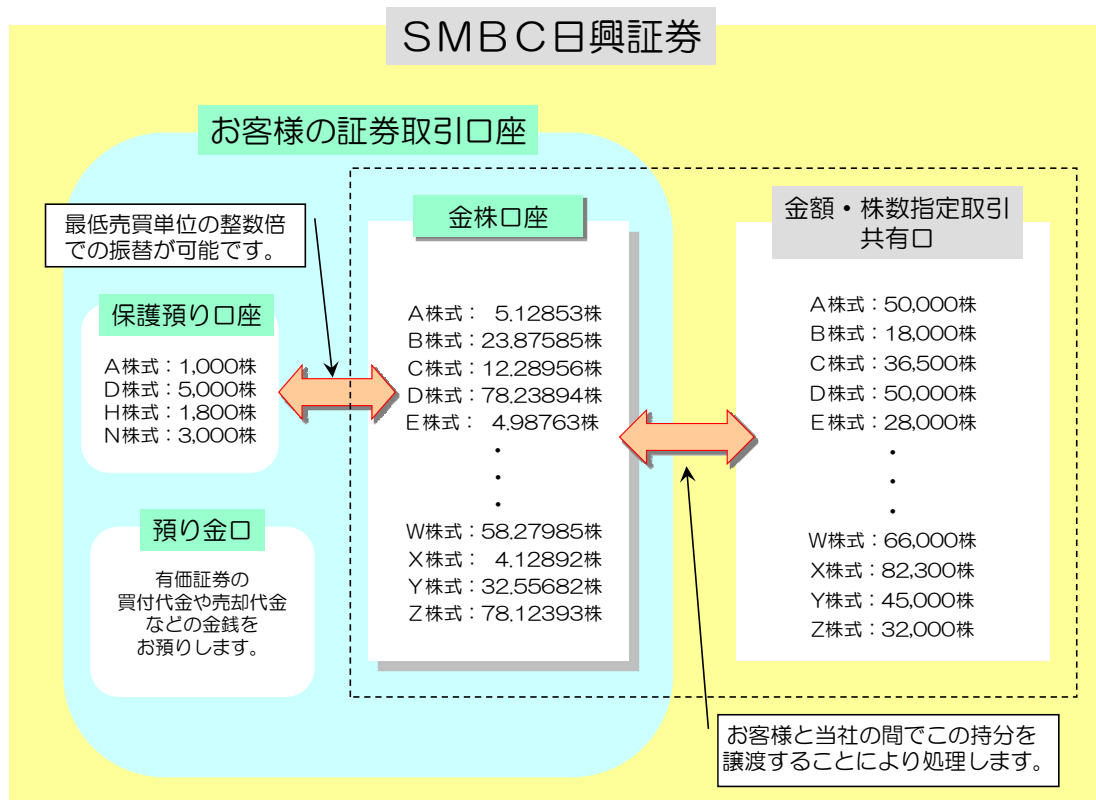
お客様の意思に基づき、最低売買単位の整数倍で「金株口座」と「保護預り口座」間で振替を行うこと（以下「単元株振替」といいます。）。詳細は第2章の「3. 単元株振替」～「6. 単元株振替停止期間」をご覧ください。

## 第2章 有価証券の取扱い

金額・株数指定取引を行うにあたっては、お客様が当社を通じて行う有価証券等の取引に関する口座の中に別途、「金株口座」が開設されます。「金株口座」における有価証券の取扱いは、通常の証券取引口座における取扱いと異なります。

本章では、「金株口座」における有価証券の取扱いと当該有価証券の権利義務関係についてご説明します。

[金額・株数指定取引における有価証券の取扱いイメージ図]



### 1. 金株口座における有価証券の取扱い

金額・株数指定取引において、お客様が買付けた有価証券は、「保護預り口座」とは別に、「金株口座」において、以下の要領に基づきお預かりいたします。

#### (1) 有価証券の管理および名義

金額・株数指定取引において、お客様が買付けた有価証券は、お客様と当社およびその他のお客様との共有となり、お客様と当社およびその他のお客様は、それぞれ「有価証券持分等」を有することになります。

「金株口座」内の有価証券持分等は、当社で合算の上、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、振替機関等において、すべて「金額・株数指定取引共有口」名義で管理されます。

また、「金額・株数指定取引共有口」とは、金額・株数指定取引のための振替機関等における当社顧客口のことです。

## (2) 有価証券の合算

「保護預り口座」でお預かりする有価証券と「金株口座」でお預かりする有価証券持分等の数量の「合算」はできません。

## (3) 有価証券の振替

「金株口座」でお預かりする有価証券持分等と「保護預り口座」でお預かりする有価証券の双方間の振替には、①お客様の意思に基づき行う「単元株振替」と、②株主としての権利確定時期に「金株口座」から「保護預り口座」へ自動的に振替を行う「自動スイング」があります。

詳細は、本章の「3. 単元株振替」および「5. 自動スイング機能を「ON」とした場合の取扱い」をご覧ください。

## (4) 「特定口座」・「一般口座」・「N I S A口座」の取扱い

株式譲渡益課税にかかる管理口座（「特定口座」、「一般口座」、「N I S A口座」）が異なる場合には、同一銘柄であっても、それぞれ当該管理口座ごとの取扱いとなります。

- ① 「金株口座」内において同一の銘柄であっても、株式譲渡益課税にかかる管理口座が異なる場合は、当該管理口座間での有価証券持分等の「合算」はできません。
- ② 「金株口座」内においては、株式譲渡益課税にかかる異なる管理口座間での有価証券持分等の「振替」はできません。
- ③ 「金株口座」と「保護預り口座」間で「振替」を行う場合は、株式譲渡益課税にかかる管理口座が同一の口座への振替となります。
- ④ 「金株口座」内においては、「N I S A口座」で複数年の非課税管理勘定にわたり取得した有価証券持分等の「合算」はできません。
- ⑤ 「金株口座」内においては、「N I S A口座」の1株（1口）未満の有価証券持分等を他の

年分の非課税管理勘定へ移管することはできません。

(5) 「NISA口座」におけるロールオーバーの取扱い

「NISA口座」の非課税期間は最長5年となります。ただ、この非課税期間満了後も翌年以降の非課税枠に移し替えることにより、非課税期間が延長されることとなります。これをロールオーバーといいます。なお、1株（1口）未満の有価証券持分等についてはロールオーバーを行うことはできません。

また、5年経過しなくてもロールオーバーは可能です（例えば、2014年購入分を2015年分の非課税枠に移し替え可能）。

ロールオーバーをご希望の場合は、お取扱店を通じてお申込みください。

(6) 「NISA口座」における払出しの取扱い

「NISA口座」で保有する有価証券持分等を「特定口座」もしくは「一般口座」へ払出すことが可能です。なお、払出す銘柄を指定いただけますが、当該銘柄の全数量が対象となります。一部数量を指定して払出すことや、「特定口座」と「一般口座」に分けて払出すことはできません。また、「特定口座」で保有する有価証券等を「一般口座」へ払出すことはできません。

「NISA口座」からの払出しをご希望の場合は、お取扱店を通じてお申込みください。

## 2. 有価証券の受渡方法

金額・株数指定取引において、お客様が「買付」または「売却」を行った場合は、以下の方法により処理されます。

(1) 買付の場合

お客様が買付けた数量分の有価証券持分等を当社からお客様へ譲渡します。

(2) 売付の場合

お客様が売却した数量分の有価証券持分等を当社へ譲渡していただきます。

(3) 受渡日

約定日から起算して4営業日目が受渡日となります。

※「営業日」とは、当社が日本国内において通常の営業を行っている日で、金融商品取引所において通常の取引が行われている日をいいます。

### 3. 単元株振替

お客様の「金株口座」と「保護預り口座」間の振替は、お客様の意思に基づき最低売買単位の整数倍で「単元株振替」を行うことが可能です。お取扱店を通じて行う場合は一部制約がございます。

#### (1) 単元株振替が可能な有価証券

お客様の「保護預り口座」でお預かりする有価証券および「金株口座」でお預かりする有価証券持分等について、以下に掲げる条件をすべて満たす場合に限り振替が可能です。

- ① 金額・株数指定取引の取引対象銘柄であること。
- ② 最低売買単位の整数倍であること。
- ③ 信用取引や先物・オプション取引、証券担保ローン等の担保として差入れられていないこと。
- ④ 日興イーリートレード信用取引口座を開設するお客様の保護預り口座でお預かりする有価証券でないこと。

#### 日興イーリートレード信用取引口座を開設するお客様への留意事項

日興イーリートレード信用取引口座を開設するお客様の「保護預り口座」でお預かりする有価証券は、信用取引にかかる委託保証金代用有価証券としての適否にかかわらず、「保護預り口座」から「金株口座」への単元株振替はできませんのでご注意ください。

一方、「金株口座」から「保護預り口座」への単元株振替（自動スイング含む）は可能です。ただし、一旦、「金株口座」から「保護預り口座」へ単元株振替を行った有価証券について、再度、単元株振替を利用して「金株口座」へ戻すことはできませんので、ご注意ください。

#### (2) 単元株振替の方法

日興イーリートレードを通じて「単元株振替」を行う場合には、お客様に以下の指示およ

び確認をしていただきます。

お取扱店を通じて行う場合は、「金株口座」から「保護預り口座」への「単元株振替」のみお受けいたしますので、「銘柄」、「口座区分」、「振替株数量」を指示していただきます。なお、「NISA口座」において、同一銘柄を複数年の非課税管理勘定にて保有している場合は、年別の指示が可能です。

項目	指示および確認内容	備考
銘柄	単元株振替の対象となる銘柄を指定	上記（1）の条件を満たす銘柄
振替先	振替先の確認 「金株口座」から「保護預り口座」へ	（単元株振替画面上の表記） 金額・株数指定取引 → 国内株式
	「保護預り口座」から「金株口座」へ	国内株式 → 金額・株数指定取引 お取扱店を通じての振替は、できません。
口座区分	株式譲渡益課税にかかる管理口座の確認 「特定口座」、「一般口座」、「NISA口座」	異なる管理口座間での振替は、できません。 「NISA口座」では、複数年分の非課税管理勘定にわたり取得した単元未満株式等が（それぞれを合算すると）単元株数に達する場合であっても、振替することはできません。よって、それぞれの年の非課税管理勘定ごとに振替ます。
振替可能数量 （残株数量）	単元株振替の対象となる残高（数量）	下記（3）を参照
振替株数量	振替可能数量の範囲内で振替数量を指定	最低売買単位の整数倍
振替予定日	振替先の残高として反映される日の確認	振替予定日の午前5時に反映

### （3）振替可能数量

「単元株振替指示画面」に表示される「振替可能数量」は、単元株振替の指示を行う日（以下「振替指示日」といいます。）において受渡しが完了している数量から当該振替指示日において受渡しが完了していない売り約定数量を控除した数量です。

### （4）単元株振替の受付時間

振替指示日	振替指示受付時間	振替予定日（残高反映時間）
営業日	午前0時～午後5時	振替指示日の翌営業日（午前5時）
	午後6時～午前0時	振替指示日の翌々営業日（午前5時）
土日祝日	終日	

※ ただし、営業日の午後5時から午後6時の間、および各日の午前2時から午前5時までの間は振替指示の受付を停止します。

※ お取扱店でも「金株口座」から「保護預り口座」への振替のみご指示いただけますが、受付時間はお取扱店の営業時間内となります。

例えば、金曜日（営業日）の午後6時以降の時点で振替指示を行った場合は、休日（土日）をまたいで翌週の第2営業日（火曜日）の午前5時以降に振替先の残高として反映されます。

#### （5）単元株振替を行う際の留意事項

単元株振替に際しては、以下の点にご留意ください。

- ① 単元株振替の対象となる株式が株式併合（減資）、株式移転、合併、株式交換等に伴う権利処理が発生する場合、当該権利処理後（併合後、移転後、合併後、交換後）の株式にかかる単元株振替は、単元株振替の対象となる株式の権利確定日<sup>※</sup>の翌日午前5時より単元株振替の指示を受付けます。なお、お取扱店を通じて行う場合は、午前8時半より受付けます。
- ② 単元株振替は、お客様の意思に基づく振替ができない期間（以下「単元株振替停止期間」といいます。）が設けられています。詳細につきましては、本章の「6. 単元株振替停止期間」をご覧ください。「金株口座」でお預かりする有価証券持分等が「権利落ち」となる場合は、特にご注意ください。
- ③ 同一有価証券の同一日の振替について、双方向の振替を行うことはできません。
- ④ 単元株振替の指示の取消しにつきましては、お受けすることはできません。当該振替の完了後に再度、単元株振替の指示を行ってください。
- ⑤ 「金株口座」内の有価証券持分等について、約定が確定していない売却注文（「注文中」または「注文済」の状態）がある銘柄は、振替を行うことはできません。
- ⑥ 単元株振替の指示を受付けた後、一定の事由により、お客様が指示した振替数量（一部または全部）に不足が生じる場合は、当該単元株振替の指示を無効とする場合があります。この場合、お客様へは日興イーリートレードのウェブサイトを通じて単元株振替の指示の無効について通知いたします。なお、お取扱店を通じて単元株振替の指示を行った場合は、お取扱店より通知いたします。
- ⑦ お取扱店を通じて「保護預り口座」から「金株口座」への単元株振替の指示をお受けすることはできません。



※「権利確定日」とは、「社債、株式等の振替に関する法律」第151条（総株主通知）に規定する「株主」を確定するために発行者が定める日をいいます。一般には、決算期末や株式分割、臨時株主総会等にかかる株主の確定を行う日となります。

#### 4. 自動振替

「金株口座」でお預かりする有価証券持分等は、お客様と当社およびその他のお客様との共有持分となり、「金額・株数指定取引共有口」名義で管理されていることから、通常の株主としての権利（自益権・共益権）の行使に制約がかかります。

したがって、議決権や株主優待等の権利についてお客様が通常の株主としての権利を取得することを可能とするために、「自動スイング」機能を備えています。

##### (1) 自動振替の選択

自動スイング機能は、お客様の選択により「ON（自動スイング機能が有効である状態）」または、「OFF（自動スイング機能が無効である状態）」とすることが可能です。ただし、自動スイング機能の「ON」または「OFF」の指示は、個別の銘柄を指定して行うのではなく、「金株口座」で保有するすべての銘柄に対して適用されます。なお、お取扱店を通じて当該指示を行うことはできません

なお、金額・株数指定取引の初期設定（デフォルト）において自動スイング機能は、「ON」としております。

##### (2) 自動スイング機能を「OFF」とした場合の留意事項

自動スイング機能を「OFF」とした場合には、「金株口座」でお預かりする最低売買単位の整数倍となる有価証券持分等に関しては「保護預り口座」へ自動的に振替が行われないため、権利確定日を跨いだ場合においても当該銘柄にかかる議決権や株主優待等の権利について、通常の株主としての権利を取得することはできませんので十分にご注意ください。

なお、自動スイング機能を「OFF」とした場合、お客様の意思に基づき指定する銘柄を「単元株振替」により「金株口座」から「保護預り口座」に振替えることが可能です。ただし、「単元株振替停止期間」がありますので、ご注意ください。

##### (3) 自動スイング選択期間

自動スイング機能の切換え（ON ⇄ OFF）を行うことができる期間（以下「自動スィ

「自動スイング選択期間」といいます。)は、各月の月初(1日)の午前5時から当該月の最終営業日の4営業日前の日の午後5時までとします。

[自動スイング選択期間の具体例]

- 自動スイング選択期間：2月1日午前5時から2月22日午後5時まで(3月適用)

2月	水	自動スイング選択期間	水	木	金	土	日	月	火
	1日		22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日

※ 閏日(29日)を含む場合は、ご注意ください。

- 自動スイング選択期間：3月1日午前5時から3月27日午後5時まで(4月適用)

3月	水	自動スイング選択期間	月	火	水	木	金
	1日		27日	28日	29日	30日	31日

- 自動スイング選択期間：4月1日午前5時から4月24日午後5時まで(5月適用)

4月	土	自動スイング選択期間	月	火	水	木	金	土	日
	1日		24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日

(4) 自動スイング機能の切換えタイミング

自動スイング機能の切換え(ON ⇄ OFF)のタイミングは、各月の自動スイング選択期間最終日の午後5時時点におけるお客様の指示に基づき翌月(権利確定日を基準とします。)より自動スイング機能の切換え(ON ⇄ OFF)が適用されます。

例えば、上記(自動スイング選択期間の具体例)において、2月22日の午後5時までに自動スイング機能を「OFF」から「ON」に切換えを行った場合、翌月の月初(3月1日)に権利確定日を迎える銘柄については、当該銘柄の権利付売買最終日の明朝5時(2月25日午前5時)において、「金株口座」で保有する当該銘柄の最低売買単位の整数倍となる数量が「保護預り口座」へ自動的に振替(自動スイング)が行われることとなります。

## 5. 自動スイング機能を「ON」とした場合の取扱い

自動スイング機能を「ON」とした場合、「金株口座」でお預かりする有価証券持分等のうち最低売買単位の整数倍となる数量について以下の取扱いとなります。

(1) 「自動スイング」の対象となる有価証券持分等

「自動スイング」の対象となる有価証券持分等の数量は、当該銘柄の権利付売買最終日に受渡しが完了している数量から、権利付売買最終日において受渡しが完了していない売り約

定数量を控除した数量のうち、最低売買単位の整数倍となる有価証券持分等とします。

営業日		X-4	X-3	X-2	X-1	X	X+1	X+2	X+3	X+4	X+5
売却	約定日	A			C				権利確定日		
	受渡日				A'			C'			
買付	約定日		B								
	受渡日				B'						
金株口座						α					

※ Aの約定に対応する受渡日をA'で示しています。その他の約定に対する受渡日も同様です。

※ αは、権利付売買最終日に受渡しが完了している数量です。

上記の例では、「 $\alpha - C'$ 」(権利付売買最終日に受渡しが完了している数量(α)から権利付売買最終日の翌日から権利確定日までの間に受渡しが行われる売り約定数量(C')を控除した数量)のうち、最低売買単位の整数倍となる数量が「自動スイング」の対象となります。

## (2) 「自動スイング」のタイミング

自動スイングの対象となる有価証券持分等について当該銘柄の権利付売買最終日の金融商品取引所における売買立会時間終了時から明朝5時の間に「金株口座」から「保護預り口座」へ自動的に振替を行います。

## (3) その他「自動スイング」にかかる留意事項

- ① 「自動スイング」にて「保護預り口座」へ振替わった有価証券を「金株口座」に戻す場合は、別途、お客様の意思に基づき「単元株振替」をご指示いただきます。ただし、「単元株振替停止期間」がありますので、ご注意ください。また、お取扱店を通じて当該指示をお受けすることはできません。
- ② 「自動スイング」にて「保護預り口座」へ振替わった有価証券については、「権利落ち日」当日に振替先となる「保護預り口座」から金融商品取引所へ委託注文(取引所取引)として売却することが可能です。
- ③ 日興イーリートレード信用取引口座を開設するお客様の場合、「自動スイング」にて「金株口座」から「保護預り口座」へ振替わった有価証券については、「単元株振替」を利用

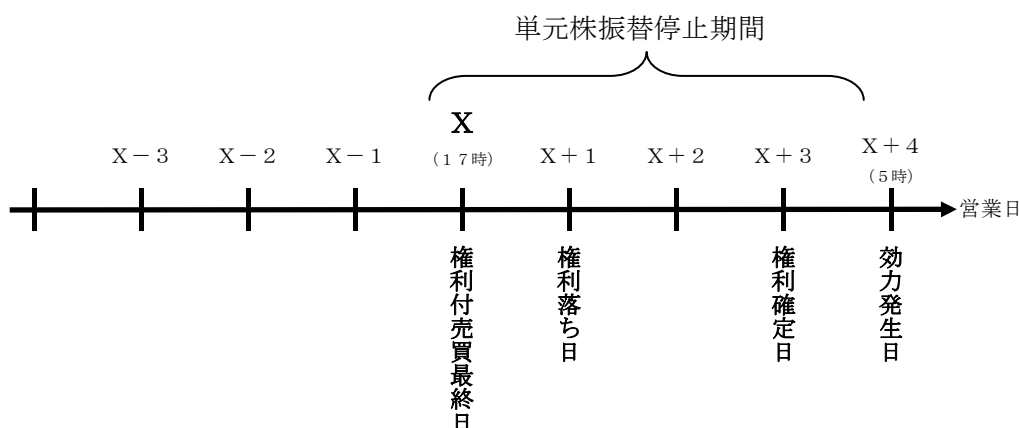
して「金株口座」へ戻すことはできませんので、ご注意ください。

- ④ 第4章でご説明する「定期定額売買」を利用して「定期定額売却」を行う場合は、自動スイング機能は自動的に「OFF」となり、「ON」に変更できませんのでご注意ください。

## 6. 単元株振替停止期間

単元株振替については、「単元株振替停止期間」が設けられています。

単元株振替の対象となる銘柄が「配当落ち」または「権利落ち」となる場合は、当該銘柄の権利付売買最終日（X）の17時以降から権利付売買最終日の4営業日後にあたる効力発生日（X+4）の午前5時までの期間において振替を行うことはできません。



## 7. 単元株振替および自動振替にかかる免責事項

当社の故意または重過失によらない当社の一連のシステム等の障害等により、金額・株数指定取引において提供する「単元株振替」や「自動スイング」のサービスが正常に機能しなかったことにより生じたお客様の損害等については、当社が免責されることに了承していただきます。

## 8. 権利処理

「金株口座」における配当金等および株式分割等の各種権利については、「金額・株数指定取引共有口」で受領し、権利確定日におけるお客様の有価証券持分等に応じて、当社が比例按分の上、金銭については証券取引口座の「預り金口」へ、有価証券については「金株口座」

へそれぞれ繰入れます。

### (1) 権利処理にかかる取決め

- ① 株式譲渡益課税にかかる管理口座（「特定口座」、「一般口座」、「NISA口座」）が異なる場合は、それぞれの管理口座ごとに権利処理を行います。
- ② 「NISA口座」においてはそれぞれの年の非課税管理勘定ごとに権利処理を行います。当該権利処理の結果生じるそれぞれの年の10万分の1株（口）に満たない有価証券および1円未満の端数は切捨て、最新の年で調整いたします。
- ③ 「金株口座」において保有している有価証券持分等にかかる権利処理については、権利確定日におけるお客様の有価証券持分等に応じて比例按分します。
- ④ 権利処理に伴う比例按分の結果生じる10万分の1株（口）に満たない有価証券および1円未満の端数は、切捨てとします。
- ⑤ お客様が「金株口座」において保有する有価証券持分等について共益権として付与される議決権等については、お客様からの指示には応じないものとし、当社もこれを行行使しないものとし、
- ⑥ 各種権利の処理計算にかかる明細については、当該権利処理を行った後に最初に到来する取引残高報告書交付時に当該処理計算にかかる報告を行います。

### (2) 現金配当

発行会社が配当金等の交付を開始した日以降、速やかにお客様の証券取引口座の「預り金口」に繰入れます。繰入れ金額は、当該銘柄の権利確定日において、お客様の有価証券持分等に応じ比例按分した上で、特定口座、一般口座で保有する有価証券持分等については配当落調整額とします。

### (3) 株式分割

「株式分割」については、「株式分割」にかかる権利確定日（基準日）の翌日（効力発生日）に新株式が取得されたものとみなして、当該銘柄の分割比率およびお客様の有価証券持分等に応じた株数をお客様の「金株口座」の残高に反映いたします。

当該新株は、「金株口座」の残高に反映された日（効力発生日の午前5時）以降、「売却」が可能となります。したがって、当該新株は、「権利落ち日」から「権利確定日（基準日）」の期間において、「売却」による対応は、できませんのでご注意ください。

なお、「金株口座」で最低売買単位の整数倍となる有価証券持分等を保有する場合においても当該新株は、「権利落ち日」から「権利確定日（基準日）」の期間において、「売却」による

対応は、できませんのでご注意ください。

#### (4) 新株予約権

新株予約権（お客様の有価証券持分等と同一の種類株式を目的とするものに限り、）が付与される場合は、当該新株予約権付与の基準となる日におけるお客様の当該有価証券持分等に応じて、下記に記載する金銭による処理を行います。

お支払い金額（円未満切捨て）＝ 新株予約権処理価格※ × 当該有価証券持分等の数量

$$\text{※ 新株予約権処理価格} = \left\{ \text{権利付売買最終日の旧株式終値} - \left( \frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \text{新株式払込額} \times \text{新株式割当率}}{1 + \text{新株式割当率}} \right) \right\} \times 0.98$$

#### (5) 有償増資等

有償増資等にかかる新株引受権が付与される場合、株式有償割当が行われる場合は、当該権利を放棄していただきます。

#### (6) 株主優待等

株主優待等の名目で発行者から支給される物品等については、換金性の有無に関わらず当該権利を放棄していただきます。

#### (7) 株式移転、合併、株式交換

「株式移転」、「合併」、「株式交換」については、効力発生時に新設会社、存続会社または完全親会社の株式に交換いたします。

交換株数は、当該銘柄の権利確定日において、当該銘柄の交換比率およびお客様の有価証券持分等に応じて調整します。

#### (8) 株式併合（減資）

「株式併合（減資）」については、当該銘柄の権利確定日において、当該銘柄の併合比率およびお客様の有価証券持分等に応じて株数を調整（減少）します。

#### (9) 合併交付金

「合併交付金」については、交付金の額が確定次第、速やかに当該銘柄の権利確定日においてお客様の有価証券持分等に応じ比例按分した金額を、証券取引口座の「預り金口」に繰入れます。

#### (10) その他

その他定めのない事項に関しては、当社の合理的な計算により調整いたします。

### 9. 取引対象銘柄からの除外にかかる処理について

お客様の「金株口座」で保有する銘柄について、第3章の「3. 取引対象銘柄」に記載する条件に合致しない事由が発生した場合や上場廃止等により、金額・株数指定取引の取引対象銘柄から除外されることが明らかな場合には、当社は、日興イーリートレードのウェブサイトもしくはお取扱店を通じてお客様にその旨を通知します。

なお、当社は、取引対象銘柄から除外される日の直前の営業日（以下「売買最終日」といいます。）の大引け後において、当該銘柄の有価証券持分等がお客様の「金株口座」に存在する場合は、以下の処理を行います。

ただし、当該銘柄が、合併・併合、株式移転・交換その他の理由により一時的に取引対象銘柄から除外された後に、再び取引対象銘柄に採用されることが確実な場合には、以下の処理の適用はございません。

#### (1) 1株（1口）の整数倍の有価証券持分等

「金株口座」にある1株（1口）の整数倍の有価証券持分等について「保護預り口座」へ振替えます。

#### (2) 1株（1口）未満の有価証券持分等

当該銘柄のVWAP算出基準取引所（第3章の「4. VWAPギャランティ取引」参照）における売買最終日の取引最終価格または最終気配値のいずれか低い価格（ただし、当該価格が無い場合または当該価格が適正ではないと当社が判断した場合には、当社が見積もった適正な価格）に“0.98”を乗じた値（円未満切捨て、その結果0円となった場合は1円とし、以下「金銭処理採用価格」といいます。）に当該1株（1口）未満の有価証券持分等を乗じて求められる価額を買取金額（円未満切上げ）として当社が買取ります。

買取金額（円未満切上げ）＝ 金銭処理採用価格 × 1株（1口）未満の有価証券持分等

(3) 「NISA口座」における留意点

「NISA口座」で保有する当該銘柄については、それぞれの年の非課税管理勘定ごとに上記（1）及び（2）の処理を行います。

例えば、単元株が100株の銘柄において、2014年分を80.5株、2015年分を80.8株、合計161.3株保有していた場合。

（1）の処理にて、2014年分を80株、2015年分を80株、「保護預り口座」へ振替えます。

（2）の処理にて、2014年分を0.5株、2015年分を0.8株、買取ります。



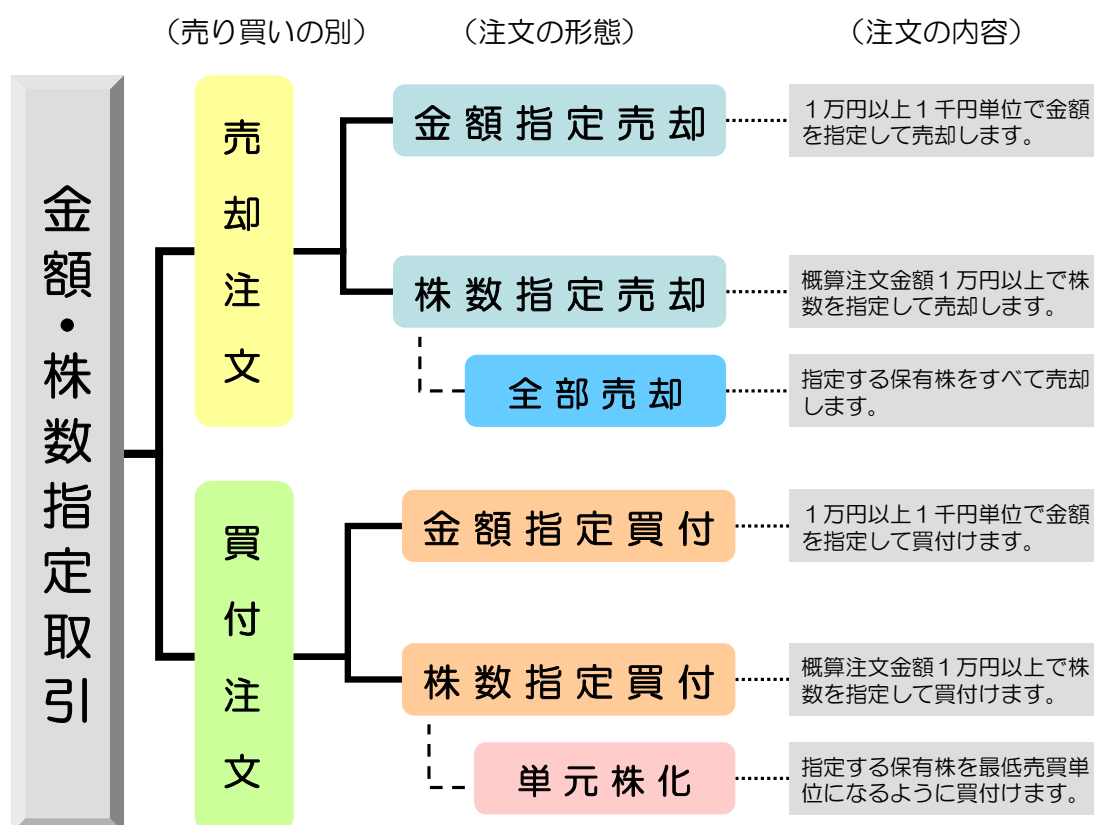
## 第3章 売買方法

金額・株数指定取引は、取引所金融商品市場で行う一般的な有価証券の売買取引とは大きく異なる点が存在します。

本章では、金額・株数指定取引にかかる重要な取決めと売買手法および取引の方法についてご説明します。

なお、株式譲渡益課税にかかる管理口座（「特定口座」、「一般口座」、「NISA口座」）が異なる場合は、同一銘柄であっても、それぞれ当該管理口座ごとの取扱いとなります。

### 1. 売買発注にかかる取決め



※「全部売却」とは、お客様の「金株口座」において保有する同一銘柄（株式譲渡益課税にかかる同一の管理口座）のすべての数量を売却する機能をいいます。

※「単元株化」とは、お客様の「金株口座」において保有する銘柄（株式譲渡益課税にかかる同一の管理口座）で単元株未満または最低売買単位未満の数量がある場合、単元株数または最低売買単位に達するまでに必要な数量を自動的に買付ける機能をいいます。

## (1) 概算注文金額の算出

株数を指定して売買（株数指定売買）を行う場合、お客様からいただいた注文について、あらかじめ、お客様が指定した株数に基づき想定される注文の金額（以下「概算注文金額」といいます。）を算出します。なお、金額を指定して売買（金額指定売買）を行う場合においては、お客様が指定した金額が、「概算注文金額」となります。

金額・株数指定取引にかかる約定価格の算出にあたっては、この「概算注文金額」の多寡に応じて逡減する所定の調整率（＝スプレッド）が適用されます。したがって、「概算注文金額」は、約定価格（＝VWAP約定単価）の算出に影響を与える金額となります。詳細は、本章の「4. VWAPギャランティ取引」をご覧ください。

株数指定売買を行う際の概算注文金額の算出式は以下の通りです。

$$\text{概算注文金額（円未満切上げ）} = \text{基準値段} \times \text{お客様が指定する株数}$$

なお、金額指定売買を行う際にお客様が指定した金額に基づき想定される注文の数量（以下「概算注文数量」といいます。）については、上記の「概算注文金額」の算出式により以下の関係が成り立ちます。

$$\text{概算注文数量（小数点以下第5位有効）} = \text{お客様が指定する金額} \div \text{基準値段}$$

上記算出式において採用する「基準値段」は、約定日の前営業日の大引け後に、東京証券取引所が公表する翌営業日（約定日となる日）の取引対象銘柄の基準値段（株式会社QUICKの情報端末に掲載されます。）のことをいいます。ただし、東京証券取引所が公表値を訂正した場合などは、基準値段を変更する場合があります。以下、基準値段を採用する金融商品取引所を「基準値段採用取引所」といいます。

## (2) 注文に関する制限

金額・株数指定取引の注文の発注に際しては、以下の制限があります。ただし、「単元株化」または「全部売却」を利用し発注する場合はこの限りではありません。

- ① 金額指定売買の場合、原則として、発注する金額（概算注文金額）が1銘柄、1万円以上1千円単位となる金額での発注となります。
- ② 株数指定売買の場合、原則として、概算注文金額が1万円以上となる数量での発注となり

ます。なお、お取扱店を通じて当該注文を発注することはできません（「全部売却」を除く）。

- ③ 売却注文において、お客様の「金株口座」内で保有する同一銘柄にかかる合計数量を乗じて求められる概算注文金額が1万円に満たない場合は、「全部売却」とさせていただきます。
- ④ 買付注文の場合、原則として、概算注文金額の上限は1注文につき1千万円とさせていただきます。
- ⑤ 「NISA口座」を指定した買付注文の場合、「株数指定」および「単元株化」を利用し発注することはできません。

### （3）発注形態

	発注形態	注文の内容 および 留意事項
売却注文	金額指定売却	「金株口座」で保有する銘柄について、1万円以上1千円単位での発注となります。（注1）（注2）
	株数指定売却	「金株口座」で保有する銘柄について、概算注文金額が1万円以上となる数量（小数点以下第5位有効）での発注となります。（注1）（注3）
	全部売却	「金株口座」で保有する銘柄について、指定する保有株すべてを売却します。
買付注文	金額指定買付	1万円以上1千円単位での発注となります。
	株数指定買付	概算注文金額が1万円以上となる数量（小数点以下第5位有効）での発注となります。（注3）（注4）
	単元株化	「金株口座」で保有する銘柄について、指定する（単元株未満または最低売買単位未満となる）銘柄を単元株数または最低売買単位に達するまでに必要な数量を買付けます。（注3）（注4）（注5）

注1）売却対象銘柄の合計数量を乗じて求められる概算注文金額が1万円に満たない場合は、「全部売却」となります。この場合、「全部売却」となる旨を発注画面に表示します。

注2）約定日当日に売却対象銘柄が値下りし保有する当該銘柄の全数量を売却しても発注時にお客様が指定する金額に満たない場合があります。

注3）お取扱店を通じて当該注文を発注することはできません。

注4）「NISA口座」を指定して発注することはできません。

注5）買付対象銘柄について本章の「6. 約定を不成立とする場合」に記載する一定の事由の発生により、単元株化機能を利用して発注した注文が「不出来」または「内出来」となる場合は、お客様が指示する「単元株化（単元株数または最低売買単位）」とならない場合があります。

ます。ただし、当該内出来部分の約定は有効といたします。

#### (4) その他注文に関する制限

##### ① インサイダー取引規制等の適用

金額・株数指定取引は、通常の有価証券の取引と同様に内部者取引規制（いわゆる「インサイダー取引規制」）など金融商品取引法第6章における「有価証券の取引等に関する規制」の対象となる取引です。会社関係者等が会社の重要事実を知ってその事実の公表前に、あるいは公開買付け関係者等が公開買付け等の事実を知ってその公表前に当該会社の株式等を売買することはできません。

また、公開買付者等は、公開買付期間に公開買付けによらない株式等の買付け（別途買付け）も金融商品取引法で禁止されております。

##### ② 当社都合（法令遵守等）による売買制限

以下のいずれかの事由に該当することとなった場合は、当該事由が解消されるまでの間、注文の受託はできません。（受託した後に、以下の事由に該当する場合は、当該注文を失効とする場合があります。）

- i) ファイナンス期間中の銘柄（当社が元引受金融商品取引業者になった場合）の安定操作期間における売却注文および買付注文
  - ii) 公開買付期間中の銘柄（当社が公開買付けの代理人あるいは復代理人になった場合）の売却注文および買付注文
  - iii) 当社が売買管理上、売買の自粛が必要と判断した銘柄の売却注文および買付注文
- その他、当社が適正な事務処理や取引を維持できないと判断した場合等、やむを得ない事情により売買注文の受付を停止する場合があります。

##### ③ 売却注文にかかる制限

お客様が保有する同一銘柄について、同一日の約定となる注文を前場と後場に分けて発注することはできません。

例えば、A銘柄について、前場約定となる売却注文を発注して、さらに同一日の後場約定となるA銘柄の売却注文を発注することはできません。

##### ④ 権利の移転を伴わない売買にかかる制限

同一銘柄について、同一の取引時間帯（前場または後場）となる「買付」と「売却」を同時に行うことはできません。

例えば、A銘柄について、前場約定となる売却注文を発注して、さらに同一の取引時間帯の前場約定となるA銘柄の買付注文を発注することはできません。

## ⑤ 単元株化注文にかかる制限

同一銘柄について、約定が確定していない売買注文がある場合（「注文中」または「注文済」の状態）には、単元株化注文を発注することはできません。

## ⑥ 同一日の注文に関する制限

同一銘柄について、前場の「単元株化」注文を発注した後に、後場の「全部売却」注文を発注した場合、後場の「全部売却」注文は、お客様の発注時の数量に対して有効となりますので、ご注意ください。

例えば、A銘柄について、約定日当日の午前8時までに前場約定となる「単元株化」注文を発注して、さらに同一日の後場約定となるA銘柄の「全部売却」注文を発注した場合、約定日当日の午前8時時点でお客様が保有するA銘柄の数量に対して、「全部売却」指示が行われます（「単元株化」によって前場に買付けた数量は売却できません。）。

## ⑦ 注文の有効期限について

金額・株数指定取引における注文の有効期限は、お客様が指定した取引時間帯（前場または後場）のみが有効となります。

取引所金融商品市場において取引対象銘柄が、本章の「6. 約定を不成立とする場合」に記載する一定の事由の発生により、「不出来」もしくは「内出来」となった場合においても当該注文の繰り越しはありません。

## ⑧ 権利処理等による売買制限

当該権利付売買最終日の午後4時から効力発生日の午前5時まで、「単元株化」注文を発注することができません。

「株式併合」となる銘柄については、当該権利付売買最終日の午後4時から効力発生日の午前5時（お取扱店を通じて行う場合は通常午前8時半）まで、「買付」「売却」に関わらず、注文を発注することができません。

## ⑨ 取引対象銘柄からの除外による売買制限

当社が定める取引対象銘柄から除外されることとなった銘柄については、注文の発注が制限される場合があります。

東京証券取引所より整理銘柄に指定された場合、「単元株化」注文を除き、当該銘柄の買付注文を発注することはできません。

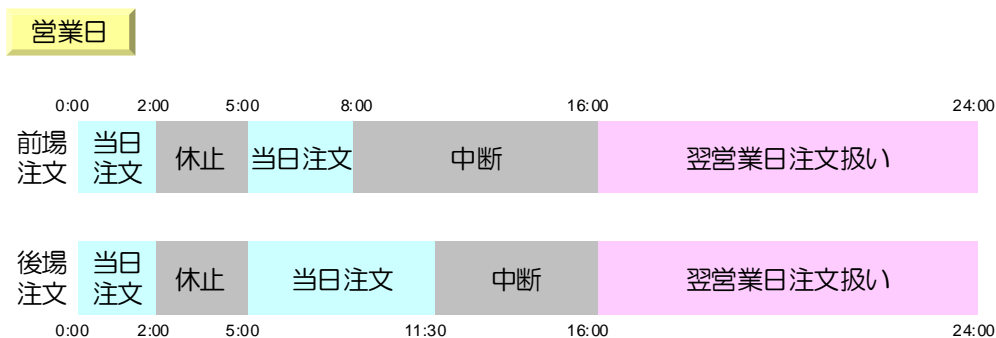
当該銘柄の売買最終日が、権利処理等に伴う権利付売買最終日である場合、買付注文の受付を停止する場合があります。

⑩ 発注経路による取消しの制限

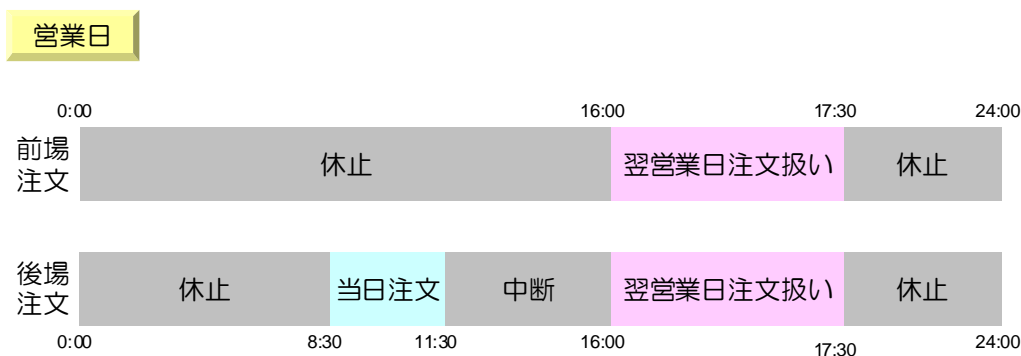
日興イーリートレードを通じて発注された注文は、お取扱店を通じて取消しをお受けすることはできません。また、お取扱店を通じて発注された注文は、日興イーリートレードを通じて取消しをお受けすることはできません。

## 2. 注文の受付時間と約定確認

### 〔金額・株数指定取引の注文受付時間〕 日興イージートレード



### 〔金額・株数指定取引の注文受付時間〕 お取扱店



- ※ お取扱店の注文受付時間は支店代表電話への発注の場合です。コンタクトセンターへの発注の場合は受付時間が異なりますので、詳細は後述 (1) ②をご確認ください。
- ※ システムの都合上、受付時間が多少前後する場合があります。

(1) 注文の受付時間

① 日興イーजीトレード

前場注文：前営業日の午後4時から 約定日当日の午前8時まで

後場注文：前営業日の午後4時から 約定日当日の午前11時半まで

(※ ただし、午前2時から午前5時までは受付を停止します。)

約定日当日が「配当落ち」または「権利落ち」となる銘柄は、以下の通りです。

買付注文：権利付売買最終日の午後8時から

売却注文：権利付売買最終日の翌日の午前5時から

(※ ただし、「株式分割」となる銘柄については、単元株化注文について、権利付売買最終日の午後4時から、効力発生日の午前5時まで、受付を停止します。また、「株式併合」となる銘柄については、買付または売却に関わらず、権利付売買最終日の午後4時から、効力発生日の午前5時まで、受付を停止します。)

なお、「金株口座」で保有する株式について、株式併合（減資）、株式移転、合併、株式交換等に伴う権利処理が発生する場合、当該権利処理後（併合後、移転後、合併後、交換後）の株式にかかる売却注文は、当該株式の効力発生日の午前5時より注文を受付けます。

② お取扱店

支店代表電話

前場注文：前営業日の午後4時から 午後5時半まで

後場注文：前営業日の午後4時から 約定日当日の午前11時半まで

(※ ただし、前営業日の午後5時半から約定日当日の午前8時半までは受付を停止します。)

コンタクトセンター

前場注文：前営業日の午後4時から 午後7時まで

後場注文：前営業日の午後4時から 約定日当日の午前11時半まで

(※ ただし、前営業日の午後7時から約定日当日の午前8時までは受付を停止します。)

約定日当日が「配当落ち」または「権利落ち」となる銘柄は、買付または売却注文に関わらず権利付売買最終日の翌日の午前8時半（支店代表電話の場合。コンタクトセンターは午



前8時)より注文を受付けます。

(※ ただし、「株式併合」となる銘柄については、買付または売却に関わらず、権利付売買最終日の午後4時から、効力発生日の午前8時半(支店代表電話の場合。コンタクトセンターは午前8時)まで、受付を停止します。)

なお、「金株口座」で保有する株式について、株式併合(減資)、株式移転、合併、株式交換等に伴う権利処理が発生する場合、当該権利処理後(併合後、移転後、合併後、交換後)の株式にかかる売却注文は、当該株式の効力発生日の午前8時半(支店代表電話の場合。コンタクトセンターは午前8時)より注文を受付けます。

## (2) 注文の取消し・訂正

注文受付時間中(最終受付時間(前場:約定日当日の午前8時(お取扱店を通じた場合は約定日の前営業日の午後5時半(支店代表電話の場合。コンタクトセンターは午後7時))) / 後場:約定日当日の午前11時半)に、注文の「取消し」を受付けます。なお、訂正(すでに発注済みの注文の「金額」または「株数」の変更)につきましては、一旦、取消し後、新規発注してください。

注文の最終受付時間以降の取消しおよび訂正については、いかなる場合においてもお受けできませんのでご注意ください。

日興イーजीトレードを通じて発注された注文は、お取扱店を通じて取消しをお受けすることはできません。また、お取扱店を通じて発注された注文は、日興イーजीトレードを通じて取消しをお受けすることはできません。

## (3) 約定確認

約定結果は、立会時間終了後原則として、1時間以内を目処にご確認いただけます。日興イーजीトレードにおいては「注文約定一覧」でご覧いただけます。ただし、システムの処理の都合上、遅延することもありますのでご了承ください。

## 3. 取引対象銘柄

取引対象銘柄は、東京証券取引所の市場第一部および市場第二部(市場第二部上場銘柄は、「貸借銘柄※」に限ります。)に上場する振替機関等に参加している銘柄です。ただし、外国株式はすべて対象外となります。また、当社の判断により個別に対象とする場合や除外とする場合、また取引に制限を加える場合があります。(以下「取引対象銘柄」といいます。)

なお、新規上場銘柄については、上場後最初の約定値段（初値）が成立した日の翌営業日より取扱います。

※「貸借銘柄」とは、金融商品取引業者が証券金融会社から金融商品取引所の決済機構を利用して金銭または有価証券の貸付けを受けることができる銘柄をいいます。

#### 4. VWAPギャランティ取引

金額・株数指定取引にかかる売買取引は、すべて金融商品取引所を介さずに取引所外取引にてお客様の注文を当社がその相手方となって「仕切り」の方式により取引を成立させます。

お客様の金額・株数指定取引にかかる注文は、当社において、銘柄ごとに売り・買いの注文を集約し、その結果、買い数量が多い場合は、買い超となる数量を当社自己勘定で手当て（買付け）し、反対に売り数量が多い場合は、売り超となる数量を当社自己勘定でヘッジ（売付け）します。

従って、お客様の注文は当社自己勘定の売買を通じて、間接的に金融商品取引所での価格形成に反映されることがあります（理論的には、金融商品取引所を通じて自己勘定で買付けが行われた場合はVWAP値を高く、自己勘定で売付けが行われた場合はVWAP値を安くさせる方向に作用します。）。

##### (1) 使用するVWAP値

【算出例】A株式の売買代金が2,176万円、売買高が14,000株の場合

$$2,176 \text{ 万円} \div 14,000 \text{ 株} = 1,554.285714\cdots \text{円}$$

$$\text{VWAP 値} = 1,554.2857 \text{ 円 (小数点以下第5位を四捨五入)}$$

「VWAP値」とは、VWAPの小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位まで求めた値のことをいい、上記の算出例では、1,554.2857円がVWAP値となります。

金額・株数指定取引に使用するVWAP値は、取引対象銘柄について銘柄毎に当社の最良執行方針※で定める委託注文を執行する市場（以下「VWAP算出基準取引所」といいます。）における前場VWAP値または後場VWAP値を使用します。当該VWAP値は、金融商品取引所が公表または株式会社QUICKの情報端末に掲載されます。なお、当該数値が明らかでない場合は、当社が適正かつ妥当と判断したVWAP値を使用します。

※「最良執行方針」については、SMB C日興証券のウェブサイト、またはお取扱店にてご確認ください。

## (2) VWAP約定単価

金額・株数指定取引における売買価格は、VWAP算出基準取引所におけるVWAP値を基準に算出した約定価格（以下「VWAP約定単価」といいます。）となります。

金額・株数指定取引では、約定金額と別枠での手数料は頂戴しません。取引に伴うお客様の受払い金額は、「VWAP約定単価に約定数量を乗じた価額」となります。

VWAP約定単価は、VWAP値そのものではなく取引対象銘柄のVWAP値に対して調整を行った価格です。買付けの場合はVWAP値よりも高く、売却の場合はVWAP値よりも低く調整いたします。

なお、VWAP約定単価は、概算注文金額に応じて所定の調整率（以下「スプレッド」といいます。）を加減することにより算出します。

## ① 買付けの場合

“1”にスプレッドを加算した値をVWAP値に乗じた価格を「VWAP約定単価」といたします。なお、算出されたVWAP約定単価の円未満を切上げます。

$$\text{VWAP約定単価（円未満切上げ）} = \text{VWAP値} \times (1 + \text{スプレッド})$$

## ② 売却の場合

“1”からスプレッドを減算した値をVWAP値に乗じた価格を「VWAP約定単価」といたします。なお、算出されたVWAP約定単価の円未満を切捨てます（ただし、切捨てる結果0円となる場合は1円とします）。

$$\text{VWAP約定単価（円未満切捨て）} = \text{VWAP値} \times (1 - \text{スプレッド})$$

## (3) スプレッド（調整率）

概算注文金額に応じて以下のスプレッドが適用されます。なお、お客様が発注した時点で適用されたスプレッドは、東京証券取引所が基準値段の公表値を訂正した場合など一定の事由が発生した場合は、変更となる場合があります。

概算注文金額	スプレッド
200万円未満	2.0%
200万円以上 500万円未満	1.5%
500万円以上	1.0%

ただし、第4章でご説明する「定期定額売買」において適用されるスプレッドは、上記の概算注文金額の多寡にかかわらず、一律1.0%となります。

※ 概算注文金額算出の際の「基準値段採用取引所」は、すべて東京証券取引所となっています。一方、VWAP値を採用する「VWAP算出基準取引所」は、当社の最良執行方針で定める金融商品取引所となっていることから、取引対象銘柄について「基準値段採用取引所」と「VWAP算出基準取引所」が異なる場合があります。

## 5. 約定金額の算出例

金額を指定して売買をする場合、お客様には銘柄、売り・買いの別、取引の総額、価格（前場または後場のVWAP）を指定して発注していただきます。

株数を指定して売買をする場合、お客様には銘柄、売り・買いの別、数量、価格（前場または後場のVWAP）を指定して発注していただきます。

以下では、金額を指定して売買をする場合において、（1）A銘柄を10万円分、前場VWAPで買付けた場合、（2）保有するA銘柄を10万円分、前場VWAPで売却した場合、のVWAP約定単価およびお客様の受払い金額（約定金額）について具体的にご説明します。

前提条件として、概算注文金額はいずれも10万円となりますので、この場合のスプレッドは「2%」が適用されます。また、A銘柄の前場VWAP値を「1,554.2857円」とします。

※ 本章の「1.（4）その他注文に関する制限」でご説明した通り、同一銘柄について、同一の取引時間帯（前場または後場）となる「買付」と「売却」を同時に行うことはできません。以下の具体例では、「買付」と「売却」でVWAP約定単価と約定数量が異なることを比較するために便宜上、同一銘柄、同一の取引時間帯（前場）、同一のVWAP値としています。

（1）A銘柄を10万円分、前場VWAPで買付けた場合

$$\begin{aligned} \text{① VWAP約定単価（円未満切上げ）} &= \text{VWAP値} \times (1 + \text{スプレッド}) \\ &= 1,554.2857 \text{円} \times (1 + 2\%) \\ &= 1,585.371414\cdots \\ &= \underline{1,586 \text{円（円未満切上げ）}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{② 約定数量（小数点以下第5位有効）} &= \text{取引の総額} \div \text{VWAP約定単価} \\ &= 10 \text{万円} \div 1,586 \text{円} \\ &= 63.05170239\cdots \\ &= \underline{63.05170 \text{株（小数点以下第5位有効）}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \textcircled{3} \text{ 約定金額 (円未満切上げ)} &= \text{VWAP約定単価} \times \text{約定数量} \\
 &= 1,586 \text{ 円} \times 63.05170 \text{ 株} \\
 &= 99,999.9962 \\
 &= \underline{100,000 \text{ 円 (円未満切上げ)}}
 \end{aligned}$$

(2) A銘柄を10万円分、前場VWAPで売却した場合

$$\begin{aligned}
 \textcircled{1} \text{ VWAP約定単価 (円未満切捨て)} &= \text{VWAP値} \times (1 - \text{スプレッド}) \\
 &= 1,554.2857 \text{ 円} \times (1 - 2\%) \\
 &= 1,523.199986\cdots \\
 &= \underline{1,523 \text{ 円 (円未満切捨て)}}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \textcircled{2} \text{ 約定数量 (小数点以下第5位有効)} &= \text{取引の総額} \div \text{VWAP約定単価} \\
 &= 10 \text{ 万円} \div 1,523 \text{ 円} \\
 &= 65.65988181\cdots \\
 &= \underline{65.65988 \text{ 株 (小数点以下第5位有効)}}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \textcircled{3} \text{ 約定金額 (円未満切上げ)} &= \text{VWAP約定単価} \times \text{約定数量} \\
 &= 1,523 \text{ 円} \times 65.65988 \text{ 株} \\
 &= 99,999.99724 \\
 &= \underline{100,000 \text{ 円 (円未満切上げ)}}
 \end{aligned}$$

(3) 金額指定売買に関する留意事項

金額を指定して売買をする場合、約定数量の算出方法(= 取引の総額 ÷ VWAP約定単価)において、小数点以下第6位で切捨てた数量が約定数量となるため、結果として約定金額(= VWAP約定単価 × 約定数量)が、お客様が指定する「取引の総額」を下回る場合があります。

例えば、VWAP約定単価が1,001万円の値がさ株を1万円分、買付けた場合において、約定数量および約定金額は、以下のようになります。

$$\begin{aligned}
 \textcircled{1} \text{ 約定数量 (小数点以下第5位有効)} &= \text{取引の総額} \div \text{VWAP約定単価} \\
 &= 1 \text{ 万円} \div 1,001 \text{ 万円} \\
 &= 0.000999 \\
 &= \underline{0.00099 \text{ 株 (小数点以下第5位有効)}}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \textcircled{2} \text{ 約定金額（円未満切上げ）} &= \text{VWAP約定単価} \times \text{約定数量} \\ &= 1,001 \text{ 万円} \times 0.00099 \text{ 株} \\ &= 9,909.9 \\ &= \underline{9,910 \text{ 円（円未満切上げ）}} \end{aligned}$$

※ 約定金額は、お客様が指定した1万円とはならず、9,910円となります。

## 6. 約定を不成立とする場合

金額・株数指定取引における売買については、お客様からの注文に対する約定の成立を保証するものではなく、以下の一定の事由が発生した場合には、約定の全部または一部が不成立となる場合があります。

### (1) 約定を不成立とする場合

約定日当日に以下のいずれかの事由に該当することとなった場合は、金額・株数指定取引にかかる当該取引対象銘柄の約定を不成立とさせていただくことがあります。なお、以下に掲げる事項はすべての事例を網羅するものではありません。

- ① 取引所金融商品市場の閉鎖
- ② 当社および金額・株数指定取引に係る会社のシステム障害等
- ③ 法令・諸規則等の変更により金額・株数指定取引に制限や規制が課せられた場合
- ④ 売買状況等から当社が異常な注文と判断した場合
- ⑤ 約定日当日のVWAP算出基準取引所において、当該取引対象銘柄が売買規制の対象となった場合
- ⑥ 約定日当日のVWAP算出基準取引所において、当該取引対象銘柄の売買が立会時間中に一度も成立しなかった場合
- ⑦ 日本証券業協会が当該取引対象銘柄の取引所外取引を停止し、解除されなかった場合
- ⑧ その他、不可抗力により金額・株数指定取引の受託が行えないと当社が判断した場合

### (2) 約定を一部不成立とする場合

取引対象銘柄について、以下のいずれかの事由に該当し、前述の自己勘定による買付けや売付けの全数量が約定とならなかった場合は、当該取引対象銘柄に関する約定一部を不成立

とさせていただきます、約定分については、当社の配分ルールに従い公正に配分いたします。なお、以下に掲げる事項はすべての事例を網羅するものではありません。

- ① 約定日当日の取引対象銘柄のVWAP算出基準取引所において、当該取引対象銘柄の売買が一旦成立した以降、前場または後場立会時間終了時に特別気配のまま売買立会が終了した場合、または大引比例配分となった場合
- ② 取引対象銘柄の売買について、約定日当日の市場動向や法令・諸規則による規制等の理由で売買の一時停止措置がとられる等により、当社が対応することができない場合

## 7. VWAPギャランティ取引にかかるリスクおよび留意事項

- ① 金額・株数指定取引の約定価格は、VWAP値を基準に算出しますので、取引対象銘柄の当日の値動きの状況によっては、単純に始値や終値等と比較した場合、必ずしも有利な価格とはなりません。
- ② 取引対象銘柄のVWAP値およびVWAP約定単価は、VWAP算出基準取引所において前場または後場の立会時間終了後に確定いたします。したがって、金額指定による発注の場合、約定数量につきましても前場または後場の立会時間終了後に確定いたします。
- ③ 金額・株数指定取引の約定価格は、金融商品取引所が発表する前場または後場の各VWAP値そのものではなく、各VWAP値に対してスプレッドを加減し、円未満の切捨てまたは切上げを行った価格です。
- ④ 約定金額の算出例でもわかりますように、(算出例において) スプレッドは2%ですが、約定時における実際のVWAP約定単価とVWAP値との関係につきましては、円未満の切上げまたは切捨て等の処理が生じるために、VWAP値を基準にした実際のVWAP約定単価とVWAP値の差額の比率は、スプレッド(算出例において2%)を上回ります。
- ⑤ 当日の取引所金融商品市場での価格変動がほとんどない場合は、買付けにかかるVWAP約定単価が金融商品取引所における当日の高値を上回る、あるいは売却にかかるVWAP約定単価が金融商品取引所における当日の安値を下回る場合があります。
- ⑥ 金額・株数指定取引は、お客様の注文の成立を保証するものではなく、本章の「6. 約定を不成立とする場合」に記載する一定の事由が発生した場合には、約定が不成立または一部不成立となる場合があります。

## 第4章 定期定額売買

定期定額売買とは、金額・株数指定取引を利用して、お客様があらかじめ指定した日付に、指定した取引対象銘柄を、指定した金額で、継続的にVWAP約定単価による買付け（以下「定期定額買付」といいます。）または売却（以下「定期定額売却」といいます。）の注文を行う機能をいいます。なお、お取扱店を通じて当該機能を利用することはできません。

定期定額買付は、一定の金額で定期的に株式を購入することで買付けのタイミングを分散し価格変動リスクを低減することができます。このような、買付け方法を「ドル・コスト平均法」といいます。

一方、定期定額売却も同様に売却のタイミングを分散することで、価格変動リスクを低減することができます。定期定額売却の活用方法としては、例えば、年金の支給を受けているお客様の場合、年金の支払月でない月（奇数月）に定期的にお客様にとって必要な資金を現金化することなどがあります。

本章では、定期定額売買にかかるお客様と当社との重要な取決め、および取引の方法等についてご説明します。

### 1. 定期定額売買の利用条件

定期定額売買をご利用いただけるお客様は、第1章の「1.（3）金額・株数指定取引をご利用できるお客様の範囲」に記載する条件に加え、以下の条件を満たしたお客様とします。

#### （1）定期定額売買をご利用いただけるお客様の範囲

- ① 「取引報告書」および「取引残高報告書」の電子交付サービスを契約済みのお客様
- ② 電子メールアドレスを登録済みのお客様

#### （2）定期定額買付の利用条件

お客様の証券取引口座の買付可能額計算方法が「お預り資産評価方式<sup>※</sup>」の場合で、定期定額買付をご利用になるには、事前に「前受方式<sup>※</sup>」へ変更する必要があります。

なお、定期定額買付をご利用中は、「前受方式」から「お預り資産評価方式」へ変更することはできません。

※ 「お預り資産評価方式」から「前受方式」への変更等の詳細につきましては、日興イー



ートレードのウェブサイトでご確認ください。

### (3) 定期定額売却の利用条件

自動スイング機能はすべての銘柄について自動的に「OFF」となり、「ON」に変更できませんので注意が必要です。また、その後、定期定額売却のご利用を中止した場合でも、自動スイング機能は自動的に「ON」に切替わりませんのでお客様ご自身で「ON」の設定をしていただかなければなりません。自動スイング機能については第2章の「4. 自動振替」から「7. 単元株振替および自動振替にかかる免責事項」をご覧ください。

#### 定期定額売却にかかる留意事項

定期定額売却のご利用にあたっては、自動スイング機能が自動的に「OFF」となります。したがって、お客様の「金株口座」で単元株振替の可能な銘柄を保有し、当該銘柄の権利確定日において、通常の株主としての権利を取得するためには、お客様ご自身で「保護預り口座」へ単元株振替の指示を行う必要があります。

単元株振替については、第2章の「3. 単元株振替」をご覧ください。

### (4) 利用条件にかかる留意事項

定期定額売買の申込みを行っているお客様につきましては、「取引報告書」および「取引残高報告書」の「電子交付サービス」の契約の解除および「電子メールアドレス」の登録の削除はできませんので、あらかじめご了承ください。なお、お客様の電子メールアドレスが変更となった場合には、速やかに登録の変更をお願いいたします。

## 2. 定期定額売買の申込み方法

定期定額売買のご利用の申込みにあたっては、金額・株数指定取引にかかる基本的な指示事項（銘柄、売買の別、金額指定）の入力に加え、継続的に売買を行う執行日を入力していただきます。指示事項を入力後、お客様には、入力内容をご確認いただき、当社が承諾した場合（設定に関する制限等に該当する場合は、お申込みできない場合があります。）に、定期定額売買の申込み（以下「設定」といいます。）が完了します。

### (1) 設定の受付時間

定期定額売買の設定の受付時間は、日興イーリートレードのサービス時間中で、毎月5日、

10日、15日、20日、25日の前営業日の午後3時から午後8時の時間帯を除いた時間帯となります。

## (2) 銘柄の指定（必須指定項目）

定期定額売買を行う銘柄を指定していただきます。

「定期定額買付」または「定期定額売却」で、それぞれ20件までの銘柄指定が可能です。

- ① 定期定額買付の場合、金額・株数指定取引の取引対象銘柄の中から指定します。
  - ② 定期定額売却の場合、「金株口座」においてお客様が保有する銘柄の中から指定します。
- ※ 定期定額売却を行う場合において、取引対象銘柄が「保護預り口座」にある場合は、「単元株振替」を利用して「金株口座」へ振替を行ってからご利用ください。

### 銘柄の指定にかかる留意事項

以下の銘柄については、定期定額売買のご利用ができません。

- ① 内部者登録されている銘柄
- ② 自主規制機関（金融商品取引所や日本証券業協会等）または当社が売買規制の対象としている銘柄

## (3) 株式譲渡益課税にかかる管理口座区分の指定（必須指定項目）

「特定口座」、「一般口座」、「NISA口座」のいずれかを指定します。定期定額売却の場合は、指定した銘柄の株式譲渡益課税にかかる管理口座区分により自動的に指定されます。

## 定期定額買付における「NISA優先」の取り扱いについて

- ①「NISA口座」の開設有無にかかわらず、「NISA優先」の設定が可能です。  
 ※「NISA口座」の開設にあたっては別途お手続きが必要となります。
- ②「NISA口座」の年間非課税枠がある場合に限り、「NISA口座」で買い付けを行います。「NISA口座」が未開設の場合や、「NISA口座」の年間非課税枠が不足する場合は、特定口座または一般口座の指定にもとづいて買付を行います。
- ③複数の「NISA優先」の設定がある場合、同一買付日のすべての設定の買付金額の合計が「NISA口座」の年間非課税枠の範囲に収まる場合に限り、「NISA口座」で買付を行います。
- 例)「NISA口座」の年間非課税枠が残り5万円で、同一買付日に「NISA優先」で買付金額3万円の2件の設定がある場合、合計の買付金額6万円に対して「NISA口座」の年間非課税枠が1万円不足するため、両設定ともに「NISA口座」での買付は行わず、特定口座または一般口座の指定にもとづいて買付を行います。
- ④発注時点（買付日の前営業日の午後4時、権利付売買最終日の銘柄は午後8時）の「NISA口座」の開設状況や年間非課税枠をもとに、買付を行う口座区分（「NISA口座」か、特定口座または一般口座）が決定されます。
- 定期定額買付の発注については、「第4章 定期定額売買」の「5. 定期定額売買の発注形態」をご覧ください。

## (4) 売買月・売買日の指定（必須指定項目）

定期定額売買を行う執行月（以下「売買月」といいます。）を指定します。さらに、当該売買月にかかる執行日（以下「売買日」といいます。）を指定します。

売買月および売買日は、以下の指定ができます。

買付・売却の別	売買月	売買日
定期定額買付	毎月、奇数月、偶数月	5日、10日、15日、20日、25日
定期定額売却	毎月、奇数月、偶数月	10日

※ 売買日が営業日でない場合は、直後の営業日を売買日とします。

## (5) 金額の指定（必須指定項目）

1 銘柄（1 管理口座区分）1 売買日につき 1 万円以上、1 千円単位で金額を指定します。ただし、100 万円以上の指定はできません。なお、株数指定による定期定額売買はできません。

## 約定金額にかかる留意事項

金額・株数指定取引では、約定数量について小数点以下第 6 位の切捨て処理が発生することから、約定金額が指定された金額を下回る場合があります。

また、定期定額売却において、概算注文金額が指定された金額に満たない場合は「全部売却」となりますが、この場合も約定金額が指定された金額を下回る場合があります。

## (6) 買付金額の増額（任意指定項目）

定期定額買付では、買付金額の増額を行う売買月（以下「積増月」といいます。）を最大 2 つ指定することができます。ただし、売買月が「奇数月」の場合は奇数月から、「偶数月」の場合は偶数月からの指定となります。

買付金額は、積増月に買付ける総額（以下「積増月買付金額」といいます。）を 1 万円以上、1 千円単位で指定します。ただし、100 万円以上の指定はできません。

例えば、A 銘柄を定期定額買付で毎月 2 万円買付けし、積増月を 6 月、総額 5 万円買付けたい場合、積増月買付金額に 5 万円と入力します（差額の 3 万円ではありません。）。

## (7) VWAP 約定単価による定期定額売買

定期定額売買における売買価格は、取引対象銘柄の VWAP 算出基準取引所における 前場 VWAP 値を基準に算出した「VWAP 約定単価」 となります。

なお、定期定額売買に適用される スプレッドは、概算注文金額の多寡にかかわらず、一律 1.0% とします。

## 後場 VWAP 値の適用にかかる同意事項

売買日当日の VWAP 算出基準取引所において取引対象銘柄の前場 VWAP 値が存在しない場合には、後場 VWAP 値を基準に算出した「VWAP 約定単価」により取引を行います。

#### (8) 同一銘柄の設定にかかる制限

同一銘柄に関して、以下の設定はできません。

- ① 既に定期定額売買を設定されている銘柄の反対売買の設定
- ② 既に定期定額買付を設定されている銘柄と管理口座区分ならびに買付けを行う売買日が同一となる定期定額買付の設定
- ③ 既に定期定額売却を設定されている銘柄と管理口座区分が同一となる定期定額売却の設定

### 3. 定期定額売買の設定にかかる適用

定期定額売買を新たにご利用になる場合や条件を変更する場合に、設定を行ってから実際に注文の発注が開始または条件が変更となるまでに要する期間は、「定期定額買付」と「定期定額売却」の場合で異なりますのでご注意ください。

#### (1) 定期定額買付の場合

定期定額買付を始める売買日の前営業日午後3時までに行った設定は、当該売買日から有効となります。

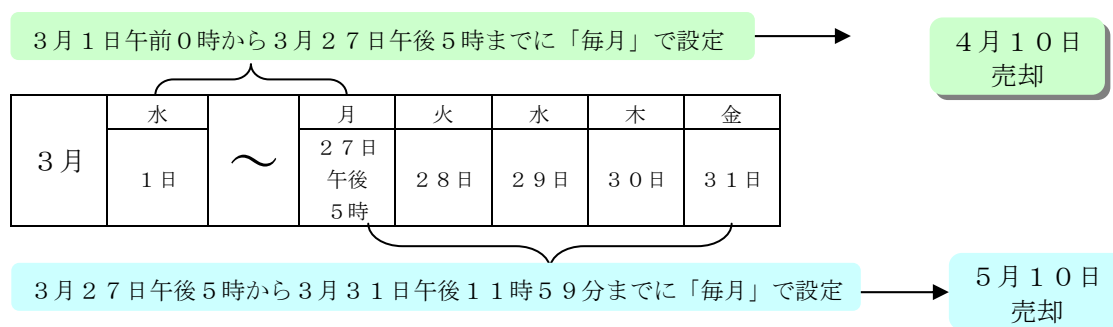
例えば、9日（営業日）の午後3時まで、「売買月を毎月、売買日を10日」に設定した場合は、翌日10日（営業日）を執行日とする買付注文から発注が開始され、9日（営業日）の午後8時以降に、同様の設定をした場合は、翌月10日を執行日とする買付注文から発注が開始されます。

#### (2) 定期定額売却の場合

定期定額売却を始める売買月の前月最終営業日の4営業日前の午後5時までに行った設定は翌月から有効となります。

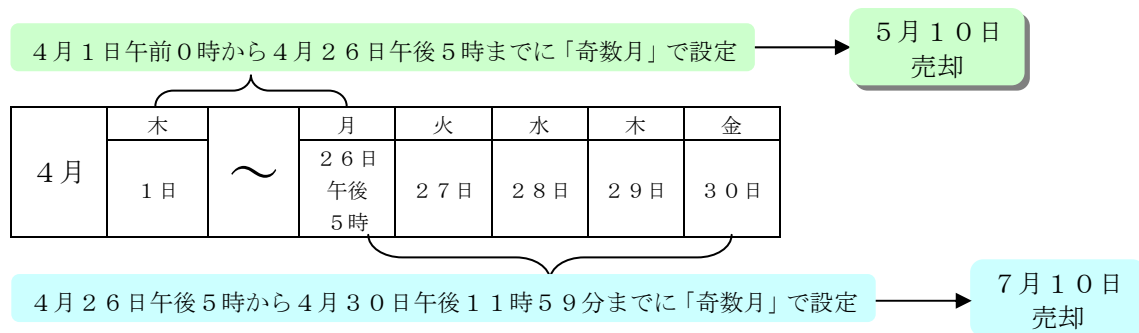
例えば、定期定額売却を始める売買月の前月最終営業日の4営業日前が3月27日の場合で、3月27日の午後5時まで、「売買月を毎月、売買日を10日」と設定した場合、翌月の4月10日（営業日）を執行日とする売却注文から発注が開始され、3月27日の午後5時以降に、同様の設定をした場合、翌々月の5月10日（営業日）を執行日とする売却注文から発注が開始されます。

〔定期定額売却で売買月を毎月、売買日を10日と設定した場合の具体例〕



なお、偶数月（4月）の月末付近（4月の最終営業日の4営業日前の午後5時以降）で売買月を「奇数月」と設定した場合は、7月から定期定額売却が適用されることとなります。同様に奇数月の月末付近で売買月を「偶数月」と設定した場合は、3ヵ月後の偶数月から定期定額売却が適用されることとなりますのでご注意ください。

〔定期定額売却で売買月を奇数月、売買日を10日と設定した場合の具体例〕



### （3）次回売買日の確認方法

次回到来する定期定額売買の売買日は、日興イーजीトレードのウェブサイトでご確認いただけます。

## 4. 定期定額売買の設定の変更または削除

定期定額売買の設定内容について、変更または削除を行うことができます。

### (1) 設定の変更

定期定額売買の個別の設定毎に「売買月」、「売買日」、「金額」、「積増月」、「積増月買付金額」の変更ができます。ただし、「銘柄」、「管理口座区分」については変更することができませんので、一旦削除のうえ、新規に設定してください。

### (2) 設定の削除

定期定額売買の個別の設定毎に削除ができます。

なお、「定期定額買付」または「定期定額売却」の設定別の一括削除もできます。

### (3) 設定の変更または削除にかかる適用

設定の変更は、新規の設定と同様となりますので、本章の「3. 定期定額売買の設定にかかる適用」をご覧ください。

設定の削除は、営業日午後3時までに削除したものについて、翌日以降に到来する「売買日」より削除が適用されます。

## 5. 定期定額売買の発注形態

定期定額売買にかかる注文は、売買日前営業日の午後4時（ただし、権利付売買最終日の銘柄は午後8時）に自動的に発注されます。

### (1) 定期定額売買の発注形態

定期定額売買の発注形態は、金額・株数指定取引にかかる基本的な指示事項（銘柄、売買の別、金額指定）に加え、執行日が指定された注文となります。

- ① 定期定額買付の場合、「金額指定買付」となります。
- ② 定期定額売却の場合、「金額指定売却」となります。なお、概算注文金額が指定された売却金額に満たない場合は、「全部売却」となります。

## (2) 注文の取消し

定期定額売買により自動的に発注された注文についても、通常の金額・株数指定取引の注文と同様に注文受付時間中（最終受付時間：売買日当日の午前8時まで）であれば、「取消し」を受付けます。

## 6. 定期定額売買の取引制限等にかかる同意事項

お客様には、定期定額売買をご利用いただくにあたって、以下の点について同意していただきます。

## (1) 注文の失効にかかる同意事項

当社は、お客様の定期定額売買の注文を発注する前に、お客様が設定した注文内容について確認を行います。その際、以下の事由に該当する場合は、**お客様が指定した売買日における定期定額売買の注文が失効**となる場合があります。

この場合、当社は、日興イーजीトレードのウェブサイトおよび電子メールを通じて、速やかにその旨をお客様へ通知いたします。なお、電子メールはその仕組み上、着信が遅れたり、届かない場合もありますので、詳細は必ず日興イーजीトレードのウェブサイトでご確認ください。

- ① お客様が設定した銘柄について、内部者登録が行われている場合
- ② お客様の口座の状況等（住所不明やその他の理由）により当社がお取引を見合わせている場合
- ③ お客様が設定した銘柄が、金額・株数指定取引の取引対象銘柄から除外されている場合
- ④ お客様が設定した銘柄が、法令諸規則等を遵守する目的で売買規制（当社独自の売買規制を含みます。）の対象となった場合
- ⑤ 定期定額買付の設定の場合、お客様の証券取引口座の買付可能額が、売買日にお客様が設定した買付金額（当該売買日において、複数の銘柄を設定していた場合はその総額）に満たない場合  
※ 例えば、A銘柄、B銘柄、C銘柄を毎月10日に各1万円買付ける設定（合計3万円）を行っている場合、買付可能額が3万円に満たない場合、A銘柄、B銘柄、C銘柄のすべての買付けが行われなくなることになります。
- ⑥ 定期定額売却の設定の場合、売買日にお客様が設定した銘柄の残高（有価証券持分等）が「金株口座」にない場合



- ⑦ お客様が設定した銘柄の売買日が、株式併合（減資）に伴う権利落ち日から効力発生日の間に該当する場合
- ⑧ 取引所金融商品市場の閉鎖となる事由が発生した場合
- ⑨ 法令・諸規則等の変更により金額・株数指定取引に制限や規制が課せられた場合
- ⑩ その他、不可抗力により定期定額売買の発注が行えないと当社が判断した場合

## (2) 約定の不成立にかかる同意事項

お客様の定期定額売買にかかる注文が発注された後に、第3章の「6. 約定を不成立とする場合」に該当する場合は、お客様が指定した売買日の注文にかかる約定の全部または一部が不成立となる場合があります。

なお、本章の「2. (7) VWAP約定単価による定期定額売買」に記載する場合（後場VWAP値を基準に算出した「VWAP約定単価」により取引を行う場合）を除き、**約定の全部または一部が不成立となった場合には、当該日および翌日以降の定期定額売買の注文の繰越しはありません。**

## (3) 設定の自動削除にかかる同意事項

以下の事由に該当した場合は、お客様の定期定額売買の設定は自動的に削除（以下「自動削除」といいます。）されますので、ご注意ください。この場合、日興イーリートレードのウェブサイトおよび電子メールを通じて、お客様へ速やかに通知いたします。なお、電子メールはその仕組み上、着信が遅れたり、届かない場合もありますので、詳細は必ず日興イーリートレードのウェブサイトでご確認ください。

### ① 累積失効回数による設定の自動削除

定期定額売買の注文について、上記「(1) 注文の失効にかかる同意事項」に記載する一定の事由の発生によりお客様が指定した売買日の注文が失効となった場合、個別の設定毎に注文失効の回数が累積されます。3回連続で失効すると当該設定は自動的に削除されますので注意が必要です。

なお、設定の変更および注文が設定した内容で発注された場合は、失効回数はゼロに戻ります。また、お客様ご自身で定期定額売買の注文を取消された場合は、失効の回数は累積されません。

### ② 取引対象銘柄からの除外による自動削除

お客様が設定している銘柄が、金額・株数指定取引の取引対象銘柄から除外された場合は、当該設定は自動的に削除されます。

## (4) 注文の継続発注にかかる同意事項

金額・株数指定取引にかかる約款または本説明書の改定が行われた場合であっても、改定前にお客様が設定した定期定額売買の設定条件に基づき当社は継続的に注文の発注を行います。

なお、約款または本説明書が改定される場合には、改定内容の送付または日興イーリートレードのウェブサイトを通じてお客様に通知いたしますので、速やかにご確認をお願いいたします。

## (5) 「NISA優先」買付にかかる同意事項

定期定額買付を行う管理口座区分（「特定口座」、「一般口座」）に加えて「NISA優先」を指定した場合、以下のお取扱いとなります。

- ① 「NISA口座」の開設有無にかかわらず、「NISA優先」の設定が可能です。  
※「NISA口座」の開設にあたっては別途お手続きが必要となります。
- ② 「NISA口座」の年間非課税枠がある場合に限り、「NISA口座」で買い付けを行います。「NISA口座」が未開設の場合や、「NISA口座」の年間非課税枠が不足する場合は、管理口座区分（特定口座または一般口座）の指定にもとづいて買付を行います。
- ③ 複数の「NISA優先」の設定がある場合、同一買付日のすべての設定の買付金額の合計が「NISA口座」の年間非課税枠の範囲に収まる場合に限り、「NISA口座」で買付を行います。
- ④ 発注時点（買付日の前営業日の午後4時、権利付売買最終日の銘柄は午後8時）の「NISA口座」の開設状況や「NISA口座」の年間非課税枠をもとに、買付を行う口座区分（「NISA口座」か、特定口座または一般口座）が決定されます。

## 第5章 金額・株数指定取引におけるリスク

金額・株数指定取引のご利用に際しては、以下のようなものが、お客様のリスクとして考えられます。なお、以下の記載は、金額・株数指定取引にかかるすべてのリスクを網羅したものではございません。

お客様へ交付した「証券取引約款」、「特定口座約款」、「非課税上場株式等管理に関する約款」、「上場有価証券等書面」、「電子交付サービス取扱規程」などの金額・株数指定取引に関するその他一連の規定とともに本説明書に記載するお客様と当社との間の取引にかかる重要な取決めや具体的な処理方法等について十分にご理解いただき、お客様ご自身の判断と責任において「金額・株数指定取引」をご利用いただきますようお願いいたします。

取引の概要、仕組みとともに以下のリスク要因について十分にご検討いただき、お客様が適切であると判断した場合にお取引ください。

### 1. 価格変動リスク

金額・株数指定取引は、(1) 株式、(2) E T F、(3) E T N、(4) R E I Tを投資対象とする取引です。したがって、金額・株数指定取引で取得した銘柄の価格変動リスクや、発行者の信用リスクの影響を受けることとなり、お客様の投資元本について損失を被るリスクがあります。それぞれのリスクは、以下のとおりです。

#### (1) 株式

- ① 発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が変動して、投資元本を割込むおそれがあります。
- ② 発行者が倒産した場合等においては、投資元本を大幅に下回ったり、全額を失うことがあります。

#### (2) E T F

- ① 連動する指標等の変動により、投資元本を割込むおそれがあります。
- ② E T Fは、主に株式等を投資対象としています。従いまして、E T Fに組入れた株式等の値動き等によりE T Fの価格が上下しますので、これにより投資元本を割込むおそれがあります。

- ③ E T Fに組入れた株式等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むおそれがあります。

(3) E T N

- ① 連動する指標等の変動により、投資元本を割込む恐れがあります。
- ② E T Nは、裏付けとなる資産を保有せず、発行者となる金融機関の信用力をもとに発行されているため、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、E T Nの価格が変動して、投資元本を割込むおそれがあります。また、発行者が倒産した場合等においては、投資元本を大幅に下回ったり、全額を失うことがあります。

(4) R E I T

- ① 不動産相場等の変動により、投資元本を割込むおそれがあります。
- ② R E I Tは、主に不動産を投資対象としています。従いまして、R E I Tに組入れた不動産等の評価額の変動や資産の入替え等による運用の成果に影響され、R E I Tの価格が上下しますので、これにより投資元本を割込むおそれがあります。
- ③ R E I Tは実物資産である建物等を投資対象にしていますので、自然災害等に伴う影響という他の金融商品とは異なる固有のリスクがあります。

## 2. 取引停止リスク

金額・株数指定取引は、お客様と当社の相対取引です。したがって、当社が本取引を終了した場合や、当社が倒産、または、金融商品取引業を廃業した場合には、本取引を継続できなくなるリスクがあります。なお、当社が本取引を終了する場合は、証券取引約款第92条の13「金額・株数指定取引の終了」に定める通知および処理を行います。

当社の経営状況および財務状況につきましては、S M B C日興証券のウェブサイトでご確認いただけます。

## 3. 有価証券の取扱いに関するリスク

「第2章 有価証券の取扱い」でもご説明しましたが、金額・株数指定取引では、有価証券の取扱い（名義・合算・振替・権利処理等）や受渡方法について一般的な株式等の取扱いに比べ制約を受けます。また、金額・株数指定取引は、端数株を取扱うことなどから、通常

の株主等の権利（自益権、共益権）の行使が制限されるリスクがあります。

特に、以下の点についてご注意ください。

- ① 「金株口座」でお預かりする有価証券（有価証券持分等）については、権利確定日を跨いだ場合においても当該有価証券にかかる議決権や株主優待等の権利に関しては、通常の株主としての権利を取得することはできません。
- ② 最低売買単位の整数倍となる有価証券（単元株に相当する有価証券持分等）を「金株口座」で保有する場合においても通常の株主等の権利（自益権、共益権）の行使や株式分割にかかる当該新株の売却期間に一定の制限が課せられます。特に、定期定額売却の利用により自動スイング機能が自動的に「OFF」となる場合は、十分にご注意ください。

#### 4. 売買取引に関するリスク

金額・株数指定取引における売買取引にかかるリスクは以下のとおりです。

- ① 金額・株数指定取引においては、相対取引を行う金融商品取引業者が当社に限られます。
- ② 金融商品取引所や日本証券業協会等による売買規制や当社の売買管理上の理由などから、一定の期間に、一定の取引対象銘柄の売買が行えなくなります。例えば、第3章の1.(4)の「② 当社都合（法令順守等）による売買制限」に掲げる事由のうち、i)に該当する場合は通常2日間、ii)に該当する場合は通常2～3ヶ月程度、売却できません。この場合、「金株口座」の中で最低売買単位の整数倍になっていないものについては、本取引以外の売却手段はありません。
- ③ 第3章の「6. 約定を不成立とする場合」に掲げる一定の事由が発生した場合は、約定の全部または一部が不成立となります。
- ④ 「金株口座」において株式分割の権利を取得することとなった場合、当該新株は、「権利落ち日」から「権利確定日（基準日）」の期間において、「売却」による対応はできません。
- ⑤ 定期定額売買をご利用の場合、第4章の「6. 定期定額売買の取引制限等にかかる同意事項」に記載する一定の事由が発生した場合、お客様が指定した売買日における定期定額売買の注文が失効となる場合があります。なお、3回連続で失効すると当該定期定額売買の設定が自動的に削除されます。
- ⑥ 第3章の「3. 取引対象銘柄」に定める取引対象銘柄の条件に合致しない事由が発生した場合は、証券取引約款第92条の12に定める「取引対象銘柄でなくなった有価証券を保有される場合の処理」に基づき、1株（口）未満の残高は当社が買取ります。当該銘柄は、金融商品取引所で通常に取り交わされている場合（例えば、東京証券取引所の市場第一部上場の非貸借銘柄で市場第二部へ指定替えとなった場合、東京証券取引所の市場第二部上場銘柄で貸借銘柄でなくなった場合、合併などによりその存続銘柄が取引対象銘柄でない場合など）でも本取引を継続できません。

## 5. 内部者取引規制および禁止行為に関するリスク

お客様が内部者取引規制および禁止行為等で法令に抵触する、または抵触するおそれのある銘柄がお客様の「金株口座」に含まれている場合は、通常の有価証券の取引と同様に当該銘柄の売買を行うことはできません。

## 6. 単元株振替および自動振替にかかる免責事項

「金株口座」においてお預かりする有価証券持分等については、通常の株主としての権利（自益権・共益権）の行使に制約がかかることから、「単元株振替」や「自動スイング」の機能を備えていますが、当社の故意または重過失によらない当社の一連のシステム等の障害等により、金額・株数指定取引において提供する「単元株振替」や「自動スイング」サービスが正常に機能しなかったことにより生じたお客様の損害等については、当社が免責されることに了承していただきます。

以上

(平成26年12月)